

第四百十回国会 建設委員会 議 録 第十二号

平成九年五月九日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 市川 雄一君

理事 赤城 徳彦君

理事 田野瀬良太郎君

理事 太田 昭宏君

理事 石井 紘基君

理事 井奥 貞雄君

金子原二郎君

桜田 義孝君

谷畑 孝君

東家 嘉幸君

秋山 教蔵君

松本 和那君

赤羽 一嘉君

大野由利子君

樽床 伸二君

山本 幸三君

山本 謙司君

山本 健治郎君

出席國務大臣

建設 大臣 亀井 静香君

出席政府委員

国土政務次官 井奥 貞雄君

国土庁長官官房 振井 茂宏君

水資源部長 佐藤 静雄君

建設政務次官 小野 邦久君

建設大臣官房長 木下 博夫君

建設省都市局長 尾田 栄章君

建設省河川局長 小川 忠男君

建設省住宅局長 小川 守君

委員外の出席者

議員 小林 守君

議員 細川 律夫君

議員 渡辺 周君

議員 石井 紘基君

厚生省生活衛生 局水道環境部環 境整備課産業廃 棄物対策室長 仁井 正夫君

建設委員会調査 室長 白兼 保彦君

委員の異動

五月九日

金子原二郎君

玉沢徳一郎君

松本 和那君

樽床 伸二君

葉山 峻君

中西 續介君

同日

大野 松茂君

桜田 義孝君

茂木 敏充君

大野由利子君

川内 博史君

濱田 健一君

同日

大野 松茂君

桜田 義孝君

茂木 敏充君

大野由利子君

川内 博史君

濱田 健一君

同日

大野 松茂君

桜田 義孝君

茂木 敏充君

大野由利子君

川内 博史君

濱田 健一君

同日

大野 松茂君

桜田 義孝君

茂木 敏充君

岐阜市議会内松岡文夫(第二九二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

河川法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

河川法の一部を改正する法律案(石井紘基君外三名提出、衆法第二〇号)

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)

〇市川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、河川法の一部を改正する法律案及び石井紘基君外三名提出、河川法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大野由利子さん。

〇大野(由)委員 おはようございます。新進党の大野由利子でございます。

時間が三十分しかございませんので、主に環境の観点からできるだけ簡潔に質問をさせていただきます。このように思っております。答弁の方も簡潔に、よろしくお願いをいたします。

今まで河川が治水と利水だけが役割だった状況から、今回、河川法の改正によって、河川の目的に河川環境の整備と保全が位置づけられたのは大変前進ではないか、このように思っているわけでございますが、何点か法律で質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

十六条に、河川整備計画を作成する、とありますが、この中で、河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要がある、と認める、と学識経験者やまた住民の意見を聞かなければならない、こういう条文になっており

ますが、その必要があると認めるかどうかというのはだれが判断するのか、また、関係住民というのは、地域住民というのか、その地域に住んでいる住民を指すのか、それともその問題に関心を持つ住民を指すのか、これについて伺いたいと思

います。政府案についての質問でございます。

〇尾田政府委員 関係住民に意見を徴する場合、だれが判断をするのかという点、まずその点につきましては、河川管理者の方で判断をさせていた

で、それから、どういう範囲までという状況に対してそういうことを考えておられるのかという御質問でございますが、これは、関係住民の方々から意見聴取のお話、そういう御要望があった場合には、必要がある場合、必要があると認めるときは、必要がある場合、意見聴取をさせていただきます。幅広に運用をしようというところで考えております。

〇大野(由)委員 関係住民というのは、地域に住む住民だけではなくて、関心を持つ住民、このように解釈をさせていただいていい、そういうことではないか、このように思っておりますが、意見の言いっ放し、聞きっ放しで終わる、これは何にもならない、これがどのように担保されるのかについて伺いたいと思

います。

〇尾田政府委員 先生御指摘のとおり、言いっ放し、聞きっ放しというのは全く意味がないというふうに考えてお

りまして、具体的に河川整備計画の案を策定する段階で、十二分に案を策定するために、案の案、原案の案、そういう意味では原案でございますが、これを御提示をいたしまして、それについて御意見をいただく、その上で必要なものについては修正をするという形で考えておりますので、まさにその河川整備計画に

関係住民の

意見

を

踏

ま

つ

て

考

え

て

お

り

ま

す

で

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

建設委員会 議 録 第十二号

皆さん方の意向が反映をしていくというふうに考えております。

○大野(由)委員 現在、大規模なダムとかそういう堤防とかにつきまして環境アセスが行われていると思いますが、どの段階で環境アセスが行われているのか、また、今、環境アセスメント法が衆議院を通過をいたしまして参議院に送られております、間もなく法案が成立するかと思います。環境アセスメント法が成立したら、どの時点でアセスメントが行われるのかについて伺いたいと思います。

○尾田政府委員 現在、環境アセスメント要綱、これは閣議決定されたものでございますが、現在の状況についてまず御説明をさせていただきますと、閣議決定をされました環境アセスメント要綱に従いまして、ダムにつきましては、一級水系の湖水面積二百ヘクタール以上のダムにつきまして環境アセスメントを実施をいたしておるところでございますが、この場合、ダムの基本計画を作成をするという段階で環境アセスメントを、従前、そういう作業をいたしております。

そして、今後、環境アセスメント法案が成立した段階では、その具体の対象ダムがどうなるかはこれから具体的に決められていくことになるかと考えておりますが、私どもといたしましては、ダム事業が持つておるその影響の大きさを十分勘案をいたしまして、できる限り対象を広げて考えていきたいというふうに存じております。

○大野(由)委員 今環境アセスメント法が成立した段階で行われるかということについて御答弁があったので、ちょっと私、あいまいな答弁だったような気がするんですが、従来のアセスは事業アセス、このように言われておりました、事業がほぼ、大体、計画が煮詰まった段階でアセスが行われたものですから、事業にアセスメント、アセスメントじゃなくてアワセメントだ、また、開発の免許符である、このように今までのアセスが非常に評判が悪かったということで、今回、実に十八年ぶりにアセス法が提案されて、国民の待

望久しいアセスメント法が成立をする、こういう状況でございます。

ほぼ事業が固まった段階でアセスをやったのでは意味がない、もうそれをいかに認めるかという方向でのみアセスが働くわけですから、そうではなくて、まだその前の段階でアセスをやらなければいけない、事業アセスではなくて計画アセスにしなければならぬということ、中央環境審議会の答申の中でも、計画の早い段階でアセスを行うことが妥当である、このように答申をされているわけですね。

それで、今ちょっと答弁があいまいだったのもう一回確認したいんですが、大体、河川について、ダムを建設するのはいいか、それともダム以外の方法がいいのか、また、ダムを建設するにしても、どの場所がいいのかというふうな、そういう代替案というんでしょうか、そういうものがきちっと明示されるようになるのかどうか伺いたしたいと思います。

○尾田政府委員 ただいま先生お尋ねの河川整備計画の段階と環境アセスメントの段階と、その間どういう調整をとるのか、こういう御質問の趣旨かと受けとめますが、まず、従前は工事実施基本計画という形でそれぞれの河川の計画を決めておったわけでございますが、これを大きく、方針と整備計画というふうに分けて、この整備計画、河川整備計画の中で個別のダムについてもそれぞれ盛り込みまして、住民の皆さんの御意見を伺うということでございます、そういう中で河川整備計画を決めます。

その上で、それぞれの事業の、ダムの事業の整備度が上がった段階で環境アセスメントを実施するわけでございますが、そういう段階、環境アセスメントを実施した結果、そのダムが環境アセスメントとして認められないということになりますと、これはまた、ダムの位置、構造、あるいはその水系でのダムの存在そのものについて見直すことになるわけでございます、そういうことに至りますれば、河川整備計画そのものの見直しとい

うことになろうと考えております。

○大野(由)委員 今の御答弁によりまして、ダムの建設予定ができた、それに対してアセスを行って、住民の皆さんの賛同を得られないときにはもう一回考え直す、そういうお話だったと思うのですが、それだと今までの事業アセスなんですね、そうじゃなくて、ダムを建設するのはいいか、そういう場合はこうで、しない場合はこうで、また、する場合はこうで、ここに建設する場合はこうで、違う場所にする場合はこうで、そういう最初の段階で選択肢を幾つか提示する、代替案をきちっと明示する、それが必要だ。それがきちっと行われるかどうか、そういう質問をしているのでござい

○尾田政府委員 ただいま先生御指摘の、そういう観点から物を見ますと、まさに河川整備計画そのものが、今後二十年または三十年にわたってその河川をどういう形で整備をし、保全をしていくかという計画をつくるわけでございます。そして、その計画の中では、どこにどういうダムをつくるかというこの原案をつくりまして、それを地方公共団体の長、そしてまた関係住民の皆さん方にお示しをして議論をいたさう、そして、その上で河川整備計画の案をまとめるということでございます。ですので、まさに先生御指摘の形で議論が進むというふうに考えております。

そしてまた、先ほど来お尋ねの、環境アセスメント法案にかかわる環境アセスメントとの関係と、この中で申しますと、これは、それぞれの事業の整備度が上がってまいりますと、その中で実際に調査を行います内容も違ってくるわけでございますから、その段階でまた環境アセスメントを実施する。

その上で、その環境アセスメントの結果として、これは仮定の話でございますが、許されざるダムだということになりますと、そのダムに代替するものがあり得るのかどうかという検討をする必要がございします。そうなりますと、また河川整備計画そのものの見直しということにつな

くるということでございます。

○大野(由)委員 この環境アセスメント法が有効にこの河川法の中にも生かされることを、そして、この河川整備計画の中に、早い段階で住民の皆さんや学識者の皆さんの意見が反映された整備計画になるように、ぜひお願いをしたいと思

それから、河川の整備計画に關しますダムとか堤防とか堤防とかの基本計画、それから特定水利使用に關する許可、こういうものは河川管理者がつくるにいたしまして、それ以外の、例えば、河川敷の利用とか河川の景観とか環境整備とか、そういうようなものは市町村に任せるべきではないか、このように思いますが、いかがでしょうか。

○尾田政府委員 ただいま御質問の、市町村で河川事業がなされないのか、こういう御質問でございますが、従前、河川の事は、水系一貫指定というところでございまして、国直轄、あるいは都道府県知事が管理者となって工事を行うということ、ございまして、まさにただいま先生御指摘の、そういう地先に限っての環境、そしてそれが水系全体の治水、利水に影響をしない、大きくかわらない、そういう事業につきまして、市町村長さん方がみずから事業を実施をされるという枠組みが既にでき上がっておりましてござい

○大野(由)委員 もう一回、今の御答弁をちょっと確認をさせていただきたいと思うのです。

二級河川の場合ですが、市町村が施行する河川工事、一定のものについて協議に応じようとする場合、建設大臣の認可が必要、今こうなっておりますが、建設省との協議に多大な時間を要しているという現状でございます。

二級河川の管理に關する建設大臣の認可制度というものは廃止して、県に一元的に管理を移すべきだと思いますが、これはいかがでしょう、よろしいでしょうか。

○尾田政府委員 ただいま御指摘の、二級河川における市町村施行工事の大臣協議、そして大臣認可の見直しがどうか、こういう点でございますが、昨年の十二月二十日の地方分権推進委員会の第一次勧告におきまして、この認可は廃止をし、事前協議を行うこととする旨の勧告をいただいておりますのでございまして、今後、勧告実施のための地方自治法等の一般法における改正に合わせまして、合意を要しない事前協議という形で処置をしてまいりたい。要するに、認可ということではない形にしていきたいというふうに考えております。

○大野(由)委員 これはぜひ早急にお願いをしたいと思います。

それから、河川管理権限の見直しについて、平成五年八月に、建設省は総務庁の行政監察局より勧告を受けていらっしゃいます。

その勧告の内容は、政令指定都市の市や区域の県知事が管理する河川については、ちょっとこれは長いのですが、「河川のうち当該区域内に水系がとどまっている二級河川については、都道府県知事が有する河川管理の権限のうち、基本計画の策定、特定水利使用に関する許可等基本的な権限を除き、その権限を政令指定都市の長が行行使得るよう措置することについて検討すること。」という勧告が出ておりまして、建設省は、河川法の改正等の問題もあり、検討をする、こういう答弁になっているのですが、今回、その河川法の改正案を今審議中なのですが、どのような回答になるのでしょうか。

○尾田政府委員 平成五年の総務庁の行政監察結果の勧告をどのように受けとめ、実行に移そうとしているか、こういうお尋ねでございますが、私どもも、勧告の内容については、その方向で実現を図りたいという考え方に立って物を進めておるところでございます。

ところが、その権限を受けられる立場の政令指定都市の方の御意見を平成六年度以降ずっと聞いてまいっておるわけでございますが、積極的に自

分たちで受けたいというところ、それはいろいろな面でもまだ困るんだ、こういうところ、残念ながら現状では半々でございます。

そういう中で強引に私どもの方でそういう形をつくるということはいかかものかということ、現在、勧告の内容が実現されるような状況で、何とかつけれないかということ、私どもなりに努力をいたしておる段階でございます。

○大野(由)委員 今の御答弁ですと、地方分権がいつまでたっても進まないなど。政令指定都市の側で不安を持っていらっしゃると思えば、その不安を取り除くようにいろいろな支援を建設省がやってあげればいいわけでございますが、私は、政令指定都市が必ずしも前向きな人ばかりじゃない、前向きな市ばかりじゃないということ、そのまま進まないということであれば、行政はいままでたってもまた変わらない、このように思っていますので、この点についてもぜひ積極的に御検討をお願いしたい、このように思います。

それから最近、都市型の、いろいろ、濁水による給水制限や断水騒動が毎年のように起こっているわけでございます。今、工業用水というのは、使用済みの水をリサイクルして使うところがふえたから横ばい状況のようですが、農業用水も大体横ばい、生活用水が大体一貫して増加傾向にある。特に都市は人口密度が高いわけですから、生活用水が非常にこれからますます増加する、こういう状況にあるわけですね。

日本は、平均年間降水量約千八百ミリと、世界の平均年間降水量の約二倍あるわけですが、それを余り利用しないで下水に流してきた。水が足らなければ巨大ダムをつくらなければならない、安易にと言えは恐縮ですが、そのような政策がとられてきた傾向がございまして。

巨大ダムの建設というのは、やはり上流の山林を伐採したり、山を削ったり、多くの農耕地をつぶしたり、環境破壊や自然破壊、そういうものにつながるわけでございますので、できるだけ巨大ダムはつくらないで、できるだけ町の中にもミニ

ダムというか、そういうものを多くつくる。そういうふうな建設省も方向転換すべきではないか、このように私は思っているわけでございますが、建設省が過去、過去というか、公共建築物の中で雨水の貯水槽を併設された建物の件数がどれだけあるか。

そしてまた、あわせて伺いますが、平成七年度を初年度とする第三次の官庁施設整備十年計画というのをつくられて、総額二兆二千五百六十億円の策定をされていらっしゃるわけですが、この中で雨水利用のための施設整備費が含まれているかどうか、そういうものを含んだ建物が計画されているかどうか、伺いたいと思います。

○尾田政府委員 ただいま先生の方から雨水利用施設の件数についてのお話ございましたが、その前に、日本の水資源の状況として、確かに世界平均の二倍、単位面積当たりで申しますと確かにそうでございますが、一人当たりの降水量ということで見ますと世界平均の五分の一しかないというのが実情でございます。そういう意味合いで日本は水資源というのは必ずしも豊富ではないという点について、ぜひ私どもも心にとめて事に当たりたいと思っております。

まず、雨水利用施設の件数でございますが、昨年の三月に国土庁が実施されました実態調査によりますと、庁舎、会館、学校、運動公園等々ひっくるめまして、合計二百八十六件でございます。

そしてまた、第三次の官庁施設整備十年計画でどういう形で定めているかということでございますが、この十年計画では施設の構造等まで定めるものではございませんので、そういう意味合いではこの雨水利用施設についての特別の記述はないということでございます。

○大野(由)委員 建設大臣に伺いたいのですが、両国の例の有名な国技館は千立方メートルの雨水の貯水槽を持っておりまして、トイレの洗浄とかそれから植木の水とか、そういうのをそこで使っている。消毒すれば飲めるくらい良好な水である。

こういうことで、墨田区役所はやはり千立方メートルの容量の雨水タンクを持っておりまして、常時五百立方メートル雨水をためています。トイレの水の五〇％はその雨水を利用しているそうなのでですね。残り五百立方メートルというのは洪水対策用にあけてある。ですから、洪水のときにも役に立つし、また何かそういう利水の面でも役に立つ、そういう役割を果たしているわけですね。

そういう意味で、私は、この前阪神大震災、生活用水に非常に困ったということがございまして。今いろいろ貯水槽をつくらうというところは多少行われているわけですが、もった雨水を利用した、そういうものを常につくって、そして利水にも使うし、洪水防止にも使う、また防災対策にもなるというふうな大変大きな力を発揮するわけでございますので、ぜひこれからつくる公共施設というのは、私は、こういう雨水対策を施したものでなければ公共施設と言えない。もうこれは義務づけるのだ、また、こういうものが設置されたものに対して初めて補助金も出すのだ、そういうふうに変えるべきではないか。

建設省は、大きなダムばかりにお金を使うのじゃなくて、そういう、細かいといえは細かいかもしれないませんが、これが私は大変大きな一つの河川対策にもつながる問題ではないかと思うものですから、大臣の所見を伺いたいと思います。

○亀井国務大臣 まことに私、不明でございまして、雨水利用ということに対して強い関心を持っていないかったこと、今委員の御質問で非常に恥じておるわけでございます。

これは、地震を初めそうした防災対策上も、また雨量が諸外国に比べて絶対的に少ない、また日本の地形というのは非常に急峻な、そうした山地によって形成されている、人口密度が高い、そういう状況の中で、ダムによって天然の恵みをためるということももちろん必要でありますけれども、委員御指摘のような、個々にそうした努力をしていくことは非常に大事だ、こういうふう

考えます。

ちょっと事務方に後でしかられるかもしれないが、官庁官機、ほとんど建設省が主管もいたしてありますので、今後そうした官庁の構築物につきましてもその点を積極的に取り入れるように早速指示をいたしたいと思ひますし、また都市局等を含めて、都市づくりについて、民間におきましてもそうしたことをどんどん積極的に取り入れることについて何かいいインセンティブを与える方法はいろいろな形でないかどうか、これもぜひ至急検討させたい、このように考えております。

○大野(由)委員 雨水の貯水槽があるものに対して補助金が出る、それがなければ補助金が出ないというふうなぐらいの積極的な対策をぜひお願いをしたいと思ひます。

最後に、この間、ロシアのタンカー・ナホトカ号から大変な重油の流出事故がございました。この問題でちょっと質問させていただきたい。

多くのボランティアの方々が大変努力をしてくださいました。回収された重油や重油まじりの砂がどのように処理されたか、大変心配をしているわけですが、厚生省は通達を出されませんでした。油分を五割以上含むものは焼却処理をする、五割未満のものは管理型処分場に処分する、このような通達を出されているわけでございます。

石川県の加賀市の塩屋から片野の海岸部にありました重油まじりの砂、約一万八千方メートルあったそうですが、その一部は粟津温泉付近の管理型産業廃棄物処分場に埋め立てられた。しかし、一部は金沢の伏見川上流の平栗にある産業廃棄物処分場に埋め立てられました。

この産業廃棄物処分場、厚生省に昨日聞きましたら、管理型ですよ、管理型の産業廃棄物処分場ですよということなのですが、実際には排水処理もありませんが、実際にはそうでないところ、ここに埋め立てられた、こういう実情がございします。これをぜひちょっと見ていただきたと思うのですが、(パネルを示す)伏見川のこのすぐそば

に、伏見川が走っておりまして、一般河川の岸川に合流しているわけですが、このようにただの、何というのでしょうか、砂が埋め立てられて、穴を掘って埋め立てられて、そして行われている。管理型であればセメントで固化する必要などないわけですが、上に少しだけセメントがばらまかれてはいる。ほんの、これはちょっと見にくいかもしれないが、セメントが少しばらまかれて、大分にじんでいる、こういう実態がございします。ぜひちょっと見ていただきたと思うのです。

この反対側も見ていただきたと思うのですが、このもう一方の写真は、これは加賀片野海岸、非常にきれいな海岸になっております。

しかし、この海岸線から十メートルか二十メートル入ったところに穴を掘りまして、このように穴を掘って、そしてこの砂を埋め立てている。

それで、これは掘って一メートルぐらいのところなんです、この写真を拡大したものがこれなんです、もう重油のまじった砂がいっぱい出てきている。一メートルほど掘っただけで重油まじりの砂がいっぱい出てきている、こういう状況なんです。

ですから、私は、非常に大変な、あれだけの大きな事故がありました。これが通達を出して、それでよしとされていたら、これは大変なことになる。海岸線とか河川は建設省の所管でございしますし、この問題について今後どういうふうに対応をされようとしているのかについて、建設省と厚生省の御見解を伺いたいと思ひます。

○市川委員長 質疑時間が終了しておりますので、答弁もなるべく簡潔にお願いいたします。

○尾田政府委員 今、海浜部における油の処理の点と、産業廃棄物として処理されたものが河川に流出した場合どう対応するのか、二点御指摘をいただいたわけでございます。

海浜部におきます今回の重油の影響につきましては、現在いろいろな調査を実施いたしております。特に、重油が下の方のたまって、それがどういう影響を持つのか、また、それが生物学的にどう

処理されるのか、そういう点についても検討いたしておるところでございます。そういうものを踏まえて今後対応したいと思ひます。

それから、産業廃棄物からの排水の問題につきましては、これはそれぞれの所管の行政の中で処理をされておられると受けておりますが、そういうことを超えて突発的な事故として水質事故が起こるという場合、そういうものに対応するべく今回河川法改正をお願いいたしておるわけでございますので、そういうものを踏まえて今後対応してまいりたいと思っております。

○仁井田委員 答えたいと思います。

御指摘の油まじりの砂につきましては、石川県の方から金沢市と小松市の二つの処理業者に委託されて、それぞれ管理型の最終処分場で処分されているという報告を受けておりますけれども、御指摘のよう指示したいと思ひます。

○大野(由)委員 以上で終わります。

○市川委員長 太田昭宏君。

○太田昭宏委員 私は、昔、建設省の工事事務所

でダム建設に当たったことがあります。熊本県の緑川上流の緑川ダム、それから天竜川上流の砂防工事や、あるいは小笠原ダムというのがちょうど建設中だったのですけれども、そういうことで、流量計算をしたりいろいろなことをしたことがあります。

当時からダムの建設ということについては、治水、利水、電力、農業、工業、さまざまな生活の面から大事であったということは、これは当然のことだと思ひますが、今明確に一つの転換点に来ているということもまた事実であろうというふう

に思ひます。川が非常に荒れ果てている。この間石井委員の、大井川の写真も提示されていたわけですが、大井川などは本当に水がなくなってきたというふうな状況もありますし、ダムの時代は終わったというピアードさんのお話というのが、これはアメリカという状況もあるでしょうし、きょうの

日経新聞を見ますと、今度はヒマラヤの方では、将来のかんがいあるいは農業ということを考えた、あるいは食糧ということを考えると、ヒマラヤではダムを二十ほどつくっているというふうなこともあります。

日本という現在の状況からこれをどうとらえるかということに対しては、私は、今回、環境ということ大事にしていくという方向を大いにとらなくてはいけいない、そしてまた、ダムだけに頼っていくというこれまでの方向もある程度転換をしていかなくてはいけない、このように思ひます。

そこで、予算委員会でも私は亀井大臣にも質問させていたのですが、ダムをどうしても十年、二十年、三十年かかって計画をしていく、なかなか撤退ができない、こういう状況にありま

す。つくろつたプログラムとかシミュレーションというのは随分されるのですが、撤退のプログラムといいますが、その点が非常に弱いし、私は、ぜひとも撤退のシステムというプログラムという

うか、そういうようなシミュレーションというところについて建設大臣がリーダーシップをとってやるようにお願いをしたい。

細川内閣でも、私の質問に対して、自分の任期中には結論を出したいという明確な答弁がありましたが、ぜひともそういうようなリーダーシップをとっていただきたというところをまず最初に亀井大臣に申し上げたいと思ひます。

○亀井國務大臣 委員が再三御指摘のように、刻々と我が国の社会経済あるいは自然条件というのは変わってまいるわけでありまして、一たび将来を見通して着手したプロジェクトは状況が変わってもそれに固執しなければならぬということとは絶対ない、そういう点は、委員のお考えと私は全く同じでございます。

ただ、その状況がどう変わってきておるかというところについては、やはり私は冷静に判断をしていかなければならない、このように思ひます。近年、環境問題が非常に大きく取り上げられております。きょうも天野礼子さんが傍聴においで

民団体、いろいろな方々が積極的にアプローチをし、建設省の河川行政等に対していろいろな建設的な意見も、あるいはまた、それらの意見もいろいろとお寄せいただくわけでありませうけれども、我々としては、行政に責任を持つ者としてそのあたりを冷静にききと判断をして、やめるべきものはやめるという結論を早急に出していきたい。

ただ、先ほど細川内閣のことに触れられましたが、私は、その地域に責任を持つ者が、水没地域に責任を持つ村長さんが、住民の代表として、ダム審議会という、地域の方々の御意見を聞くという、そうした手順を踏んでおるわけでありませうから、そこへ出られて堂々とその意見を述べられるということがなければ、村長が責任を果たしておることはならない、このように私は思います。

我々としては、知事あるいは関係市町村、住民の方々、それぞれの御意見も聞きながら、この問題について、必要性あり、継続すべきという決断をするか、あるいは撤退することを決断するか、そうした手順の中で考えていきたい、このように考えております。

○太田(昭)委員 村長さんたちがなぜそこに出てこないかというのにはそれなりの理由があるわけで、そういうこともよく含めて私は決断を下さなくてはいいけないというふうに思いますから、よろしくお願いしたいと思います。

例えば大井川ですが、去年の二月に「濁水に対する利水安全度」という調査を出して、例えば、愛知県の豊川というのが四年に一回の濁水状況ということが言われています。私の生まれ故郷で、豊かな川で、まさにずっといつも流量がある。ところが果たして本年に四年に一回濁水なのか、その基準というものについても私はちょっと疑問に思ったりして、そういうことだからというところでダムが必要だというようにものを持っていかれるというようなことまで勘ぐりたくなったりする場合が時々あるのです。

私は、大井川なら大井川が、非常に維持水量といますか維持流量というのか、この算定というのと自体、農業用水とかあるいは工業用水等というの難しい問題はあると思いますが、この辺、水が非常になくなつて川が死んできているということは事実ですから、維持流量、この用水にどれだけの必要、ここにどれだけの必要というだけで、利水にどれだけの水量を要するんだということと同時に、維持流量というものの算定基準というものについても再度考え直していかなくてはいいけない。これもあわせてやるのが、私は、利水というものの考え方、大事なポイントであろうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○尾田政府委員 ただいま先生の方から、維持流量についてどうかというお尋ねがございました。私も、維持流量を、これが利水計画を考へる上で非常に一つの大きな基本の量だというふうに考えております。そして、従前、維持流量、これは欧米各国でも同じでございますが、年間を通じてその量を確保するという、向こうの言葉でも全く同じように、維持流量、こう申しておるわけですが、それがそういう概念でいいのかわか。

維持流量そのものは、生態系を保持をし、そして河川の景観を守る、そういう面もあるわけでございまして、今回の河川法の目的に、「河川環境の整備と保全」という目的を入れていただく、そして、その目的を踏まえた治水、利水、環境の三本柱で河川の整備を図っていくという、その際に、検討すべき一つの大きな量というよりも、維持流量をどう考えるべきかというのが非常に大きなテーマだというふうに受けとめております。

特に、この維持流量をどう保つかということが河川の水質をどう保つかということにもつながるわけでございまして、量と質をあわせた河川の水の管理という意味合いでは大変重要な概念だと思っております。

そういう意味合いで、これから河川審議会等々の場合も通じながら、この問題、さらに検討して、その上で具体的にいろいろな河川にそういう考え方を

を反映できるよう努めてまいりたいと思っております。

○太田(昭)委員 濁水対策ということで、すぐダムというのに議論の焦点が行ってしまうのですが、今大野さんからもお話のありましたように、いろいろな意味での、私は、大野さんは雨水といふことを言われましたけれども、総合的なそういう対策を施していかなくてはいいけない。雨が少ないです、また、どしゃ降りというとき、雨の少ない差が最近では激しいです、ダムが必要なんです、私は、これは非常に安易な論法であろうというふうに思っているわけです。

きょうは五十嵐先生も来ていらっしゃるのですが、高橋裕先生も言っていることなんです、数十年前に一回というふうな異常濁水にも万全に対応できるような水供給体制を従来の水資源施設によって整備するのは無理であると。私もそのとおりだと思っております。

そのためには、河川開発もやるけれども、それ以上に、もう一度、多様な水資源を各地域の特性に応じて組み合わせたいかななくてはいいけない。多様な水資源というのは、循環資源としての水の特性を生かしての水の再利用とか、あるいは下水処理水利用、これらのリサイクル、あるいは異なる用水間の転用、あるいは雨水利用、海水の淡水化、少ない量であるかもしれないけれども、こういうことをちゃんとシフトをして、そして節水も、後から述べますけれども、やっていく、その上で、無理やりダムというのに固執しないでいく、そして環境にも配慮していく、こういう総合的なことの憲法的なものが、私は今回の河川法の改正の意義であろうというふうに思っております。

そこで、この多様な水資源活用ということがなかなか進まないように思うのですけれども、今雨水利用ということがありますが、下水処理水の再利用ということについても、建設大臣、私は全く同じことである。上水道、下水道、中水道といひますか、そのビルの中の循環ということ

もあるし、あるいはまた、河川にまた戻してというふうな下水処理水の利用の方法もある。それらについても、ぜひとも、この雨水と、あるいは地下水、これも地盤沈下の問題もありますが、もう一遍地下水ということも考える必要があるし、総合的な、そうした多様な水資源の利用ということに建設省としてはむしろ重点をある程度置いてやるという必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○尾田政府委員 ただいま先生の方から、水資源開発のあり方、特に、その多様性をどのように求めているのか、こういう御趣旨、ダム開発からそういうものの方にシフトしてはどうかという形での御提言というふうな受けとめさせていただきますが、先ほど来議論が出ております雨水貯留につきましても、先ほど来の議論のとおり、洪水対策としての効果もございまして、水利用を節水型に持つていくという効果もございまして。

ただ、残念ながら、雨水貯留施設だけでは、濁水時には、これは雨が降らないから濁水になるわけでございます、なかなか利用しにくい。

そのような中では、ただいま先生御指摘のとおり、下水処理水の再利用といひますか、一度使った水を再利用するということが大変大事になってくると思っております。その際の循環利用の仕方として、閉鎖型と開放型、二つの方法があるかと思っております。

先生御指摘のとおり、ビル等の中だけで循環をする、あるいは地域の中でそういうものを循環するといふ形の利用になりますと、必ず二重配管をしないといけないわけでありまして、そういう上水系と中水系と申しますか、そういう二重配管の問題が出てまいります。

それに対して、下水処理水をもう一度高度処理をして、河川に戻して、あるいは、取水をされているところに戻してもう一回使ったいたくというふうな、あるいは地下水に入れて使うというふうな、そういう開放系の利用というものもあるかと思ひます。

そういう、御指摘のとおり、まさに循環して利用できる、水を浄化するという機能をそこに加えればそういう利用ができるわけでございますので、私どもも、そういう方式については積極的に従前から対応しているところでございまして、例えば、大阪の池田の方では、下水処理水の再利用とダムとの組み合わせで、より効率的に水を使うというシステムを既に実施に移しておるところでございます。

そういう面については、今後とも十分いろいろな地域の状況を踏まえながら対応していく必要があるかと思っております。

そして、アメリカのダムの問題についてのお尋ねがございましたが、カリフォルニア州では、一九九四年にカリフォルニア州における水資源開発計画というのを策定をし、二〇二〇年時点では、平水年で約二十六億トンから五十億トン、渇水年では三十三億トンから五十億トンの水が不足をする、そういう計画をつくり、その上で、昨年の十一月に、そういう水資源開発に対するボンドの発行についての住民投票がなされ、賛成多数でそういうものが認められたというふうに承知をいたしております。

三十六年間、大規模な水供給システムというのが今まで投資をされなかった、それに対して、これからそういう投資をしていくということが認められたということもございします。

そういう中で、そういう水の貯留施設、そして水を再利用する、そういう下水処理水の再利用というものと総合的に、有機的に組み合わせる中で、委員御指摘のとおり、より安定して水を使う、そういう社会に持っていく必要があるかと考えております。

○太田(昭)委員 ダムを建設する、地方自治体もお金を出す、負担金もある、支払いもしなくてはいけない。節水と一方では言いながら、そういうのを水道料金というようにことで、豊富にあるときにはある程度使っていた方がいいたか、いろいろな、そういうような構造問題というよう

なことも、これは建設省の所管ではないかもしれないけれども、私はまた別のところでもお話をしたいし、あるいは特殊法人の問題も、そこにはいろいろ構造的な問題もあると思います。

もう一つ、大量生産、大量消費型社会ということとを言うと、余り言われないけれども、大々的に、この河川法改正のときに節水型社会に向けてスタートしようというように大キャンペーンをむしろ張った方がいいと私は思うのです。

昨年の二月、先ほど申しました利水の安全度、ここで、ここでも足りません、これも危険性もありますといういろいろな指摘があった後に、この調査で節水意識を高めていただく一助にしたいな、ということが書いてあるのです。新聞等では、類みは節水だけである、こんなことが書かれていたります。

私は、これは遠慮がちに建設省が一助にしたいなんて言っているのではなくて、むしろ節水ということとは非常に大事だと。日本は水は非常に豊かな国である、日本国民はむしろそう思っていますよ。非常に水が足りないんだ、大変だ、二十一世紀はもっと大変になるという意識が非常にないと私は思います。

渇水になったところは、例えば福岡県なんかは十数%節約した、これがちゃんと伝統として生きていく。そういうことがあるわけで、今回の河川法の論議を通じて節水社会に向けてスタートをしていく。そういうことがあって初めて、ダムがいかに悪いかというのは、ダムを悪玉に仕立て上げるといふよりも、節水社会の方にシフトしていくということをもっと建設省みずからが、また政府がそういう流れをつくっていく努力というのが今こそ必要ではないか、私はこう思います。大臣、いかがですか。

○亀井国務大臣 全く同感であります。

ぜひたく放題、やり放題、水も使い放題をしなから、環境を守れというのは矛盾でありまして、そういう意味では、我々政治家自体、役所自体が貴重な水をいかに大事に使っていくかということ

が、環境問題のみならず、我々の生活を守るといふ点でも極めて大事であると思えます。我々としても、今後提唱していきたい。

また、きょう傍聴の市民運動家の方々も、水と緑を守るにはやはりそうしたこと生活の中できちとやっていくのではないかなというような運動を、天野さん、五十嵐先生、皆さん方もぜひやっていただきたいと私は思うわけでございまして、委員の考え方には私は全く大賛成でございます。努力をしてみたい。

○太田(昭)委員 ダムをやめて農業用水路合理化へシフトしていくというように話もあつたりして、私は、一つ一つそういうことも真摯に受けとめてやっていくという必要があると思えます。今回、渇水調整の規定が初めて改正されようとしていて、渇水調整協議会というのは、審議会の提言では法制化の方向にということだったんでしよう。しかし、これが見送られて、盛り込まれていない。

私は、これらについて、渇水対策、渇水調整に及ぶ影響がかなり出るのではないかな。いろいろな論議があったことはよく存じています。しかし、そういう論議は終わらないで、これについてはやはり考えていかなくてはならない。渇水対策、渇水調整にそういうことが及ぼす影響がないのかと心配しているのですが、どうですか。

○尾田政府委員 ただいま先生御指摘の、渇水調整協議会の法定化の議論でございますが、渇水調整協議会は、水利権の調整の場ではございませんで、渇水が起った際に、いかに各水を使っておられる方々がお互いに節水をしなから調整するか、こういう枠組みづくりの話でございます。それで、農業用水の転換の問題につきましては、この渇水調整協議会とは別の場で、各省連携のもとに従前からいろいろな検討を進めてまいりました。相当数の水量を転換をしてくれているところでございます。

一方、実際の渇水が起ったときの渇水の調整をするための渇水調整協議会の法定化というのを

ぜひお願いをしたいということで、昨年来私も関係機関とも協議をし、全国のいろいろな水利利用の方たちとも協議をさせていただいたわけでございします。そういう中で、どうしても今の河川法の渇水調整は、まず利水者から、利水者の間で、水利利用の間で調整をするんだという原則論、そのところの議論がやはり現体制の中での議論でございまして、そういう意味合いで、水利利用者の御理解を残念ながら得られなかった。そういう得られない中で、渇水調整協議会の法定化だけをしましたも、これは協議会そのものが機能しないということになりますので、今回見送ったわけでございします。

ただ、先生御指摘のとおり、現時点では、一級水系六十二水系、百九のうち六十二しか渇水調整協議会、これは通達に基づく協議会でございますが、それが設置をされておらない。また、二級水系で見ますと、二千七百のうち二十六水系しかない、こういう状況でございます。

私も、今回この一連の作業の中で、水利利用との間でもいろいろ話し合いをする場ができたわけでございします。そういう場を通じて、今後渇水調整により努めるとともに、水利利用者の御理解を得て渇水調整協議会の法定化というものについては今後考えてまいりたいと存じておるところでございます。

○太田(昭)委員 ちょうど一週間前にプレジャーボートの不法係留問題が発表されて新聞にも出ていますが、これまた私の地元でも結構深刻だった、問題になったりして、いっぱいあってイタチごっこになってしまっている。地元の人々は、例えば、ここを入ったあそこをマリナーをつくったかどうかというような提案も随分あるんです。一日に発表された、運輸、建設、水産の三省庁の調査結果で改善されていないということが発表されているわけですが、実に、全体の二十万八千のプレジャーボートのうち、十三万八千が違法で、七万が合法。今回取り締まりを強化するといふのは私は余りにもおかしなことだろうというふ

そしてまた民間でそういうものを整備される場合、あるいは公的な、市町村で整備される場合、そういうそれぞれの対応に応じて、河川管理の原則は踏まえつつではございますが、そういう需要

ら片手落ちの面なきにしもあらずと反省をしておるところでございます。

今後、そういう問題について積極的に、先ほどの維持流量の問題とも絡む議論でございます。

「国破れて山河あり」という詩がありました。敗戦の焦土に立った国民は、新しい民主主義の輝きのもとにふるさとの山河を見詰め、命のいやしを山河の息吹から受けとめたと思います。そして

さらに、情報公開や住民参加というシステムは、民主主義の基本的なインフラであります。現在及び将来の国民の共通の財産である河川環境は、民主的な国民合意形成の仕組みのもので、そ

の利用と環境保全がなされなければならないものであります。政府の情報公開と住民参加の仕組みは、河川管理者、つまり国、建設省の裁量にゆだねられている部分が極めて多く、部分的、制限的なものであると言わざるを得ません。

以上が、政府提案の問題点、ひいては建設省の河川管理思想の問題点であります。

これに対し、民主党の改正案は本質的に異なっていると主張いたします。

第一に、河川は建設省だけが管理するのではなく、関係当事者が、それぞれの地域の条件に応じて柔軟な対応ができるようにしなければなりません。中央集権的な河川支配から、地域主権の時代を構想して、民主主義を地域で成熟させていくような役割を担う組織、いわゆる水系委員会の設置を考えているわけであります。

第二に、水系委員会は、治水、利水と同等に河川環境を重視すべきこととしております。河川法の「目的」の部分に、「河川が豊かな自然と水循環の下で多様な生物の生命をめぐむ母胎」であり、「多様な河川環境を健全な状態に保全して将来の世代に引き継ぐ」といたしましたのは、これまでの川を殺す河川行政に関する深い反省からであります。

なお、河川に対するこのような認識は、アメリカやヨーロッパでは既に常識となつてるところであります。ちなみに、アメリカ内務省の開墾局総裁であったダニエル・ピアード氏は、一昨年、アメリカにおけるダム開発の時代は終わったと発言をされております。

ドイツにおいても、河川の再自然化という課題が大きな課題になっておりまして、主流を占めることになっております。さらにフランスでは、流域協議会を中心としたして地方分権を徹底させ、そして国の所管する省は環境省ともなっております。

このように、我が党の案は、今までの河川管理の概念を根本から転換しており、河川をダムや堰やコンクリートの三面張り支配、管理しようと

してきた二十世紀の河川思想から、二十一世紀の自然的生存基盤である川をよみがえらせ、川とともに生きる新しい河川管理思想へと一歩踏み込んだものと自負しているところであります。

議員各位の御理解や御支援を心からお願いを申し上げます。

○川内委員 大変熱心な御答弁をいただきました。ありがとうございます。

大変に御謙遜をされて、二十一世紀の河川管理思想に一歩を踏み込んだものであると自負をしていると、自負というお言葉をお使いをいただいたわけですが、実は、この民主党の改正案というものに対しては、各方面から大変な評価もいただいたにいたっているわけでございます。

大臣、ハトを守るタカと自任をされていらっしゃる大臣でございますから、言葉をかえて言うなら、ハトを守るタカというのは正義の味方というところでございましょう。ひとつ、いいものはいないというところで率直に受け入れていただければ、正義の味方としての大臣の評価も大いにまた高まるうかというものではないかというふうに思っております。

民主党の案というのは、母なる川、それを本当の意味で再生をさせようということを志向しているということが今よくわかったわけでございますが、残念ながら、建設省さんの改正案に対する答弁を聞いておりますと、国民の生命財産を守ることは大変なことだ、それは異論がないことでございます。

しかし、その生命財産を守るためにはダム建設はまだまだ有効なんだ、やっていかなければならぬのだというお考えをしているということをお答弁の中で何回も聞かされてきたわけでございます。

しかし、ダムというのは人間がつくるもの、コンクリートで構成されているもの、耐用年数がございまして、また、砂がどんどん堆砂をしていく、そして埋まっていくわけでございます。例えば、静岡の天竜川の各ダムでは、砂がかなり堆積をし

ているようでございますが、実際にどの程度堆積しているのか具体的なデータをお示しをいただき、また、それは計画時に想定していたスピードと比べてどうかあるか、あわせて御答弁をいただければと思います。

○尾田政府委員 天竜川におけるダムの堆砂状況はどうか、こういうお尋ねでございます。

まず、具体的な数字を先に御説明をさせていただきますと、天竜川では、現在直轄で管理をいたしておりますダムが三つございまして、美和ダム、小洪ダム、新豊根ダム。それに、補助ダム、いわゆる県で管理をされておられるダムが、松川ダム、横川ダム、片桐ダム、箕輪ダムと四つあるわけでございますが、これの全体を通じて申し上げますと、堆砂率が一四％、これは総貯水量に対しての数字でございます。そして、計画堆砂量に対する率といたしましては六二・三％、こういうことでございまして、それとお尋ねの、当初計画をした堆砂量に対して、それを上回っているダムはどうかということでも申し上げますと、美和ダム、小洪ダム、片桐ダム、箕輪ダムというのが当初の計画をした堆砂スピードを上回って堆砂をいたしております。

堆砂の問題というのは、これは大変難しい。要するに、降水、雨によってどれだけ土砂崩壊が起これり、どういう形で堆砂が進むのかという問題でございまして、これを、百年を見通して、百年間でどれだけの堆砂量が出てくるかというのを見通した上でダム計画をつくっておるわけでございますが、そういう計画で見通した量を超えているというのが今申したところのダムでございます。

○川内委員 全体の数字としては、建設省さんがほぼ想定をしていたよりも天竜川の全体の堆砂率は低いということですね。どういうことなんですか。その堆砂率が予想を上回っている三つのダムの数字を答えていただきたかったですけれども。

○尾田政府委員 先ほど申しましたのは、計画堆砂量に対する率が全体で六二・三％になっているということでございます。計画堆砂量に対し

て、美和ダムは一〇〇％、小洪ダムは六五％、松川ダムについては一〇五％、片桐ダムについては三三％、概数でございますが、そういう形でございます。

そういう意味合いで、先ほど申しましたが、当初見込んだ堆砂量、堆砂量といいますが、堆砂のスピードを上回って現況堆砂をしておるという状況でございます。

御承知のとおり、天竜川は中央構造線沿いを流れておる川でございます。この堆砂量をどう見るかというのは大変難しい、技術的な課題もございまして、また、堆砂は雨の降り方に非常に左右されますので、そういう点もぜひ御勘案をいただきたいと存じます。

○川内委員 実際に想定していたよりも非常に速いスピードで砂がたまっているということ、今やと御答弁をいただいたわけでございますが、それを御答弁いただいたことがたまたまでございますけれども、実際には常にダムの内側をしゅんせつをしているわけですね。そのしゅんせつをしなから、さらに砂がたまっている。大変なスピードでたまるわけでございますが、そのしゅんせつにかかる費用、ダムに関しては、ダムをつくる費用とともにまた砂をかく費用も必要になる、それは未来永劫必要になるのでしょうかけれども、その辺の費用の関係についてはどのくらいになっているのかということをお願いいたします。

○尾田政府委員 ただいま委員御指摘のダムのしゅんせつは、小洪ダムで実施をいたしております。そして、小洪ダムでは堆砂ダムというのを本体のダムの渾水末端のところにつくっております。そこで、そのところで骨材として使える分については砂利採取でおとりをいたさく、こういうことでございまして、その採取量が約五万立方メートルでございます。

そして、骨材としては使えないヘドロのような堆積物につきまして、年間約一千万円を投入いたしまして、約五立方メートルのそういう土砂を排出しておるということでございます。

○川内委員 大臣、ダムというのは、つくるだけではなく、また、そのメンテナンスも必要になってくる。しかも、そのダムが未来永劫に使えるわけではない。耐用年数もあるわけでございませう。建設省さんとして、このようなダム行政というものを含めずと続けていかれるのか、砂で埋まってしまうダムのしゅんせつをこれからもしていけるのか、その辺について今後発想を転換していかなければならないという御認識を持っていらっしゃるかどうか、お聞かせをいただければと思います。

○農林省大臣 これは委員も御承知のとおりですけれども、建設省としましては、河川局といたしまして、毎年毎年の予算を減らしたくないからどこかにダムをつくるのはないかと探してつくっておるわけではございません。

よく、役人は自分のところの予算を伸ばすのが生きがいであるのではないかとという批判もありませう。確かに、私が役人をしておりまして、その雰囲気からいいますと、そういうところがないわけではございません。

しかし、河川局の役人も一生懸命にポストにおるわけでもございませんし、また、河川行政はダムをつくるだけではありません。河川を改修するということでも洪水を防止することもできるわけでありませうから、いろんな形で、要は、国民の生命、身体、財産をどう守るか、そういう一点で、ダムをこの地域につくらなければ治水、利水の面でこの地域の方々が大変お困りになる、大変な事態になるということで御承知のように今までやってきまして、今後やるわけではございません。

委員は全部御承知と思いますが、やはり今からは、先ほど来、太田委員を初め大野先生等からもお話がありましたけれども、水、この非常に貴重な天然の恵みを我々がどう使っていくかという点について総合的に我々は対応していかなければならない。ダムをつくって、そこにためて使っちゃえという、そうした単純なことだけでは

いけないという事は事実であります。しかし一方、膨大な国民が生活しておるわけでありませうから、大量の水を確保するという利水の面も、文明生活が進めば進むほどこの必要が多くなるわけでありませうから、そういう面もやはりダムという形でやらざるを得ない。

あるいは、もっとそれ以上に、洪水をどう防止するか。委員の地元もシラス地帯で、治山治水、大変なところですね。私も勤務しておりましたから本当によくわかります。鹿児島島の自然、河川、これがいままで美しくなければならぬわけでありませうけれども、台風が来るたびにそこで土砂崩れが起きて住民の方が犠牲になるということは防がなければならぬ。そういう意味で、やはり美しい自然を確保せざるを得ないということもあるわけでありまして、そういう観点で我々はやっておるわけではございません。

民主党が大変御苦労されたことは、私は非常に敬意を表します。政府提案だけじゃなくて、それに対する対案を各政党あるいは議員の方々がどんどん出されるということが今から非常に大事だと私は思いますので、敬意を払いますが、ただ、中身につきましては、残念ながら首をひねらざるを得ない。

何度も申し上げますように、我々は、環境ももちろん大事であります。ハヤやフナがすいすいと泳いでいる、そういう景色、これも大事ですけれども、そこに住んでいる人たちの生活、安全も大事だという視点を失ってはならない。

また、私、ちょっとこの御答弁で気になったのであります。建設省が所有しているとか、何か、その地域と対立するような、江戸時代の、住民とお代官さん、支配者とのような関係で見ておられますが、これはとんでもないことでございませう。私、この建設省を統括しておるわけではございません。私も住民から選ばれた存在でございまして、天皇陛下から任命をされたわけではございません。住民の意思によって選ばれて現在河川行政を統括しておるわけではございませんから、国民のため

に建設省の役人はどうしたらいいかということを生懸念考へながら、汗水垂らしてやっています。

昨夜も大雨が降りました。私はグーグー寝ておったわけで、申しわけないのでありますけれども、建設省の職員は、地建の職員を含めて、徹夜でこの洪水対策等に当たっておるわけではございません。その地域の住民の生活を守るということ、どうしたらいいかということをお死になつて考へている、この視点を外してこの問題について対案を考へられるということがあつてはならない、私はこのように思います。

○川内委員 ありがとうございます。

建設省さんのお役人の方々が一生懸命にやっておりますし、一生懸命おやりいただいているというのには十分に理解をします。しかし、新しい視点も何とか盛り込ませていただければということで提案をさせていただいておるわけではございません。敬意を払っていただければ、その提案もお取り入れをいただけるように、またこの場でお願いをさせていただきます。

お代官という言葉も出てまいりましたが、それはまあ大臣の人間に深く関係をしているというふうには私は思っておりませうが……

続きまして、時間もございませうので、情報公開の点についてお尋ねをさせていただきます。

河川局長、まず政府案の情報公開に対するお考えをお聞かせをください。お願いいたします。

○尾田政府委員 先ほど来議論をいただいております、住民の皆さんの御意見を伺いをして反映をさせていただく、そういう新たな仕組みをお願いをしておるわけではございますが、そういう中で、河川に関する情報を通時的に確保をさせていただくということは大変なことだと考へております。

これまた、河川審議会の昨年十二月の提言でもそういうところが指摘をされたところでございまして、それを踏まえて、今回、今まで一番欠けて

おりました漏水時における情報提供、特に、先ほど来議論が出ておりますが、現在ダム等の貯水施設が相当整備をされてきております。このおかげで首都圏においても漏水を免れておるわけですが、ダムの貯水量がどうなつておるか、そういう情報を通時的に確保をさせていただく。

そして、その上で利水者の皆さんにも節水をしていただく、そういうことが非常に大事だ、そういう視点に立ちまして、まず、漏水時における情報提供、今回そういう努力義務をみずから課したい、そういうお願いをしておるところでございます。

そして、洪水時につきましては、先ほど大臣から昨夜来の出水の御報告がございましたが、水防法にその定めがございませうし、また水質事故についても「緊急時の措置」ということで河川法施行令の中に定めがございませう。そういうものを総合的に使いつながら、的確な情報提供により一層努めてまいりたいというふうな考へておるところでございます。

○川内委員 情報公開については努力をいたしたというところで、非常に抽象的なんですけれども、民主党案の情報公開に対する考へ方というのはどのようなことになっておりますでしょうか。

○細川（徳）議員 情報公開につきましては、民主党案と政府案は大変違いがございませう。

特に平常時、普通の場合のときの河川情報でございませうけれども、民主党案では、河川管理者は河川に関する情報をすべて公開しなさいか、そしてそれとも速やかに公開をしなさいか、という点にいたしております。

具体的に申し上げれば、河川の水位とか水量あるいは水質など、あるいはまたダムの放水の操作情報、あるいは生物がどういう状態なのかとか、こういうような情報でございませうけれども、これは、単に建設省とかあるいは地方建設局とか例えれば県庁、そういうところにただそういう情報を備えておくだけというんではなくて、私どもは、いわば河川の情報の発信基地、それをきちんとして

おく、そういうような考えに基づいております。

そして、今までの情報公開というのは、ただ数字や統計を出す。そういうものだけではなくて、これからは、地域の人たちにとってわかりやすい、そういう情報でなければいけない。そして、河川の問題について、地域の皆さん方がこの問題を検討していく上にわかりやすい情報というのを公開していくというふうに考えております。

河川審議会の方では、その答申の中に、住民の皆さん方が川というものを三百六十五日意識できる、そういうようなものにしていかなければいけないというような答申になっておりますけれども、住民の皆さん方にまさに三百六十五日、ふだんから河川の情報を提供していくような、そういう公開の仕方にしたいというふうに考えております。

もう一つ、先ほど申し上げました速やかにこの公開をしなければいけない、この点でありますけれども、どうもこれまでの情報というのは、ただ統計表にこういうふうになっておりますからとか、あるいは統計年鑑、流量年鑑にこういうふう書いてありますから、それを見てくださいというふうなことでだめだろうというふうに思っております。

それは、やはり情報というのはリアルタイムに住民の皆さんに情報が届くように、例えばインターネットで常時情報を出したり、あるいはファクスなんかでも問い合わせにこたえることができるように、そういうようにしていかなければいけないというふうに思っております。

○市川委員長 審議時間が終了しておりますので、答弁はもう簡潔にしてください。

○細川(徳)議員 はい。

民主党案では親水という言葉も使っておりますけれども、例えば子供が夏、川で泳ぎたいというようにときに、親がその情報を聞きたいと、どういふところで泳げるかとかというふうなこともぜひ公開するようにしたいというふうに思っておりますので、ごいいます。

○市川委員長 終わってください。

○細川(徳)議員 はい。そういうことで、より情報をふだんからみんなに、川に親しめるようなそういう情報にしたいというふうに思っています。

○市川委員長 もう終わり。

○川内委員 石井議員と時間を調整いたしますので……

○市川委員長 ああ、そう。はい、わかった。

では、川内博史君。

○川内委員 済みません、委員長。石井議員との間で時間を調整させていただきますので……

○市川委員長 ルールは守ってくださいね。

○川内委員 はい。

民主党案は昨年六月の河川審議会の答申を忠実に法制化したという御答弁であったと思いますが、政府案では平常時の川の情報公開について残念ながら答申どおりの法案化をできなかったというところというふうに思います。

情報公開が時代の流れとなつていくことを考えても、河川審議会の答申を見ましても、積極的に情報公開をしていくということが必要であるというふうに考えます。時間もございせんので、大臣のお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

○亀井国務大臣 私どもは、常時必要な情報は、隠す必要はございませんので、河川管理上、情報公開することが私は大事だ、このように思っておりますので、今後とも積極的に公開をしていきたいというふうに考えております。

○川内委員 終わります。

○市川委員長 石井敏基君。

○石井(敏)委員 まず最初に、この間もちょっと申し上げたのですが、長良川河口堰の決算書があるのですが、この中で用地費及び補償費というのがございまして、これが五百三十九億円ということですが、この詳細を資料として私の質問時間中にお出しをいただきたい。

事実、工事諸費の明細についてもお出しをいただきたい。それから、細川内ダムの関係のこれまでの事業費の使途についてお出しをいただきたい。よろしくごいいますね。

○尾田政府委員 ただいまお尋ねの長良川河口堰ほかの用地補償費の内容につきまして御説明を申し上げます。(石井(敏)委員「説明は結構です、お出しいただければ、後でまた聞きますから」と呼ぶ)

既にお渡しをしておるかと思いますが……

○石井(敏)委員 この間、私は、河川の問題についての総論的な話をさせていただきました。川というものは、人間でいえば血管のようなものであつて、そして太いところから細いところまで行き届いておつて、その中で養分を運び、そして筋肉を支え、手足を支え、そしてさらにはまた、耳や鼻を支えて、視界を広げて、さらにはまた、頭脳を動かすということと、血管というものは人体そのものであるという話をさせていただきましたが、きょうは、ちょっと具体的な話に移らせてもらいたい。

この間の質問に対する答弁で、全国の川にあるダムの数というのは二千六百四というふうに言われました。これらのダムや河口堰のある川にはすべて堆砂が起つておると言ってもいい状態にあります。水害の危険がこれによって増しているというところであります。

川というものは、水だけが流れるというのではなくて、上から多量の土砂が流れてきて、正常であればそれが河口や海まで行つて、そして中州ができた砂浜ができたというふうになって、海岸に海草が生え、小魚が育つ。

その石や砂というものがダムでとめられてしまつたために、結局、ダムごとにその上流部に、ダムそのものもそうですけれども、さき堆砂の量を答弁されましたけれども、ダムの中の堆砂だけが問題じゃないんです、むしろダムの上流部に土砂が堆積してしまうという状況になっている。一方、河口の方は、こういうふうには堆積してしま

から石や砂が行かない、だから海岸線の砂浜はほとんど削られていく。

そこで、海岸線の問題を申し上げたい。例えば大井川を取り上げますと、大井川の河口線というものは、この二、三十年の間に何と百メートルから長いところでは二百メートル後退しているんです。私ども実際に見てまいりました。

写真も今お見せいたしますが、こういうふうな、後退をするからこれをとめようと思つて、こういう、皆さんにもお見せした方がいと思ひます、こういうふうにはテトラポットを並べてある。これは、並べてあるというよりも、延々と何百メートル、何キロにわたつて、ただ一本並べてあるだけじゃないんです、二重、三重にテトラポットを並べてある。

一説によると、人によつては、この大きいものは一個五十万円ぐらいするとかいう話も聞いたことがあるんですが、これは一体何のために並べてあるのか、答えてください。

○尾田政府委員 ただいま先生の方から海岸侵食についてののお尋ねがございました。海岸侵食の問題、これは大変複雑な土砂の漂砂の問題等々非常に絡みますので、一概にどうい理由で海岸侵食が起つておるかというところは言えないわけですが、そういう上流からの土砂の供給のバランスの問題、そして、漁港等、あるいはそういう海岸の突堤がつくられることによりましてその対岸が削られていくというようなこともございいます。そういういろいろな原因が複合して海岸の侵食が起るわけでございしますが、そういう海岸侵食を抑えるために、波を殺すための構造物としてそういうブロックを設置をするというのが一つの海岸侵食に対する方策でござい

ます。

○石井(敏)委員 波を殺すためにこういうものを置くんだったら、日本じゅうの海岸にこれを置かなきゃならないんじゃないの。そういういいかげんな答弁しなさいだめです。

建設大臣、これをこらんなってどういふふうにお思ひになりますか。これは、駿河湾に注いでいる川というのは四水系で二百河川、一般河川であるわけですが、これを置いておいても、これが河口ですよ、河口がもうこんなに狭くなつてしまつてゐる。そして、どんどん新しい砂が入つていきませんから海岸線が削り取られて、長いところは二百メートルも下がつてしまつてゐるわけですがね。まあ、いいです、建設大臣黙つておられるから……。

○亀井国務大臣 私もちこち行きまして、テトラポットのある景色なんていいと思つたことは一度もありません。

しかし、そうした自然が、我々が文明生活を含めて生活をしていく中で、破壊をされていく、それをいろんな形でできるだけ防御をしていく、制御をしていくというふうな知恵の中から、そんなやむを得ず奇妙なもので並べられるという現象が起きてゐるわけでありまして、太古の自然の姿がそのままあることがいいということ、委員力説をされなくても、みんなわかつておることでありまして、そういう中でどうして我々の生活の安全を守るかという問題、あるいは利便性をどう確保していくかという問題で、まさに葛藤をやつておるのが行政の実態であることも、私は御理解いただけたと思ひます。

○石井(総)委員 今、こういう奇妙なものでつなものがやたらに置いてあるということ、これはいいことじゃないというお話でしたが、局長、今度の河川法の改正案が通ればこういう事態は直るんですか。

○尾田政府委員 海岸侵食をどう防ぐかというのは、これは大変難しい問題でございまして、先生御指摘のとおり、上流からの土砂供給と、海岸が漂砂等で沿岸流で運んでいく……(石井(総)委員「ちょっと、悪いけれども、直るか直らないかだけ言つてよ」と呼ぶ)そういうバランスを図るものでございまして、すぐ一朝一夕をもつて、今すぐそういう構造物をなくしてしまふ、それをなく

した上で海岸の侵食をとめるということではできないと考えておまして、ただ、そういうものが表に出ないような、潜堤と申しまして、そういうのが表に出ないような、潜った形で波を殺すというような工法も考えておりますが、この駿河湾は大変海底勾配がきつものですから、そういう工法はなかなか残念ながらとれないというのが実態でございまして。

○石井(総)委員 このテトラポットでさえもう沈んじやつてゐるんですよ。満潮になるとほとんど見えないというふうなところもあるんですね。こうした堆砂のため、今度はダム、川の上流の方へ行きますと、ますます水害の危険というものが増してゐる。例えば天竜川、先ほど太田委員から出ましたが、ダムがここには十五個あるんです。この土砂の堆積の進行というのは天竜の流れにも増して早いんですよ。

これについて、今村真直さんというのか、この方が「天竜峡で見た天竜川水位の変遷」ということを出しておられますが、この天竜川にある泰阜ダム、総貯水量は千七百六十トン、これに対して堆砂率は、完成してから二年で早くも五割を超えてしまつた。そして八年たつたら九五・六%になつた。これは、堆砂率というのは、ダムの容量に対してこういう九五・六%になつてしまつたということなんです。

このため方は、貯水湖全体にたまるんじゃないに、さつきも言つたようにダムの上流域にもうずっと堆砂してゐるわけですから、さつきの計画堆砂率なんというのを同様の川内議員に対して一〇%とか一〇・五%とか言われましかれども、しかし、ダムだけじゃないんです。ダムの上流域に主としてたまつてゐるわけなんです。こういうバックウオーターと言われるところに、幅広、何というか、セメントを入れてない高速道路みたいなそういうような状況に細長い砂漠ができているわけなんです。

これについて、大井川のもう一回別の写真をござらんいたしたいのですが、こういうふうになつておまして、これが上流の方に堆砂してゐる。この写真は、大井川の本川根町にお住まいの方なんです。かつてここには、十年ほど前には、このあたりに今彼が立っている岩がそびえ立っていたわけですよ。大きな岩です。そこから川に飛び込みをやって遊んでいたものだといふんです。ところが、今やこの岩はもう岩じゃなくなつちやつて、ただ単なるちやつとした砂の中から出ている石のように見える。しかし、これは巨大な石なんだ。高さ、こういうふうになつてきてゐる。

あるいはまた、先日行つた木頭村には長安口ダムというのがある、この上流の堆砂というのは、この堆砂計画というさつき言われたこれは二百万立米だつたんですね。それがもう既に五倍を上回る百八万立米に達してゐるわけですよ。要するにそういうことになつてゐるわけですね。

この近辺に助大橋という橋があります。先日、建設大臣、写真を差し上げたんですが、この助大橋というのは高さ三十メートルもあつた橋なんです。これが二、三十年の間にもう十メートルしか橋脚が見えなくなつてしまつてきてゐるわけですね。こういうことによつて、この堆砂のためにむしろ洪水が起きやすくなつてゐるという点を申し上げたいのです。

先ほどの天竜川の泰阜ダムにしましても、堆砂のために八三年までの間に十三回の大小の洪水を起こしてゐる。このあたりは河路地区というのですけれども、これは水難の里といふふうなダムができて以来ニツクネームがつけられたといふことです。こうした例はもう挙げれば切りがない状態です。

そこで建設大臣、川といふものは、先ほどそれは耐えなければならぬといふようなこともあるとおっしゃいましたけれども、川といふものがこういうふうにとことくと言つていいほど砂でどんどん埋まつてしまふという状況といふものは、放置しておくわけにはいかないと思ふのですが、今度の河川法、これを改正したら幾らか何とか手だてが尽くせるのでしょうか。

○亀井国務大臣 堆砂の問題は、この河川法の改正でどういふ問題ではなくて、それは物事はプラスとマイナスがあるのですね。マイナスが起きたらそれは除去するのは当たり前で、全国そういった堆砂の実態は、今も調べておると思ひますけれども、さらに調査を進めて、せつかくダムをつくつた以上は、ダムがきつちりと機能するようないふ上は、アフターケアといふのをやるのは当然だと思ひますから、来年度の予算におきまして、堆砂を除去することについては思ひ切つて予算をつけるつもりであります。

○石井(総)委員 来年度の予算で、国の予算全部つぎ込むのですか。これは、大臣、そんなことで予算をつけるなと言つたつて、つけ切れるものではないのですよ。

このしゅんせつといふのがいかに莫大な金がかかるか。私も専門家じゃないから余り大きいことも言えませんが、掘つてゐるでしよう、パワーショベルで、これはどのぐらい掘れるかといふたら、この堆砂の何万分の一。だから、一年間にふえる方が、幾ら掘つたつて、幾ら金をかけて掘つたつて、捨てる場所がまず第一ない。だから……(亀井国務大臣「探せばいい」と呼ぶ)探したつて――質問中に何ですか。これは建設省が探したのですよ。

探して、どこへ持つていったかといふと、(写真を示す)こういうところへ持つていったのです、河口の方に。それだつたら、まだアリに運ばせた方が早いのです、こんなのは。一生懸命、とつととつと、えつちらおつちら、ダンブでもって一杯ずつ運んだつて、とてもじゃないけれども運び切れぬ。運んだころにはまた次の堆砂が押し寄せてきてゐる。

こういうのを愚の骨頂といふのですよ。イタチごっこなんかよりもつとひどい。だからどうすればいいかといふことを聞いているのだけれども、これはやりようが――ちやつと発言中に、あなた手を挙げないでよ。

さて、砂の捨て場がまずないということですね。それでは建設大臣、何か言ってくれませんか。これはどうするのですか。——ちょっと、私が聞いているのに。(亀井国務大臣「いいから、まず答えてからしゃべりなさいよ」と呼ぶ) いや、局長がしゃべると長いから、時間がない。それでは、行きましよう。こういうふうにして、しゅんせつの問題。

もう一つの問題は、今度は水が少なくなっているというさっきからの話。これはどうしてかという、全国二千六百四のダムの中の発電用に使われているダムというものが五百八十一あるわけです。

この発電所はどういうふうにするかという、ダムから直接、(写真を示す) こういうふうに通管でもって延々と上流から何カ所のダムからダムへ渡り歩くように導水管を引いちゃって、こっちの方に川の水が流れていっているわけですよ。だから、川に水がなくなるのは当たり前なんです。それでこういうさっきからの状態になっているわけですね。だから、これはもう河原こじきではなくて河原砂漠ですよ。川が川でなくなってしまう。

確かにこれは、建設省が言っているように、川というものは鮎物というのですけれども、鮎物そのものになっちゃってしまっている。これは建設省にとって予定どおりのことなのか、あるいは、政府の河川法改正の中には環境の保全ということが書いてあるけれども、この法律で川に生きた水が流れるようになるのかどうか、大臣。

○亀井国務大臣 私どもは、治水、利水の目的を達するとあわせて、あと限り自然環境を守っていく、そうした意味を込めてこのたびの改正をしたわけでありまして、これによってすばつと全国の川がきれいになりますというわけには私は恐らくないかと思いますが、我々としては精いっぱい努力をするということに尽きるわけであります。

○石井(総)委員 建設大臣にもう一つ御見解を伺いたいのですが、例えば、さっきから環境ばかりではないとおっしゃいますが、そのことはもちろんですが、今、環境のことをちょっと申し上げたいと思います。

長良川には、例えばアユだとかあるいは動物プランクトン、シラウオとかサツキマスとかヤマトシジミとか、そういうものが豊富に生息していたわけです。あるいは建設省が今調整池を建設しようとしている例の諫早湾あたりですね。あるいは本明川の改修もやろうとしている、こういうところには、タイラギだとかニマイガイだとか、私も知らないのですが、ムツゴロウはもちろん、あるいはシラサギなんかも、渡り鳥が飛んでくる、こういった自然環境。

あるいは吉野川の場合には、シオマネキあるいはハクセンシオマネキとかいうような珍しいエビとかカニ、あるいはゴカイ、そういったものの底生生物、それに野鳥。

特に奥只見なんかの場合には、イヌワシとかクマタカとかいう猛禽類というものが、非常に珍しい種類のものが生息している。そういう貴重な鳥が生息している。大体、概してそうした河川あるいはその周辺には、オイカワだとかタナゴだとか、ウグイだとかアマゴだとか、ヤマメとかイワナとかゴリとか、こういうすばらしい生き物というものが生息する。それが川、一体とした川なんです。

この生き物を殺してしまうということは、ダム行政に何十兆円とか何百兆円とかいうふうにかけてこれを使う、そして、そのお金でもってその何十兆円、何百兆円という、取り返しのつかないこの私たちの環境を買っているというのか、これに損害を与えているということになるのです。

川を殺すこと、これは自然を失うことで、未来を捨てることではないのか。子供や孫たちを見捨てるということにつながっていくのではないのか。政府は、この政府の河川法案でこれにたいすることができるとかどうなのかということ、

はつきり大臣、ひとつ答えてもらいたい。

○亀井国務大臣 きたえようと思ってこの河川法の改正をしておるわけでありまして。

私は、あえて委員に反論するつもりはございませんけれども、長良川周辺も、太古の昔を初め、秀吉や信長や徳川家康があたりで合戦をしておったところは、恐らく自然のままのすばらしい景観であり、生物が自由に生きている、本当にすばらしい状況であったと思います。

しかし、あれだけの人たちがあの周辺に今住まわすに、生活を現にしておられる。その方々の安全を守り、また利便性を確保するということが、これは政治と行政の責任であります。ハエやフナが長良川を泳ぐことも大事でありますけれども、ハエやフナやアユ以上にそこに住む人たちの命が大事だということも、私はぜひ思いをいたしていただきたい。我々は、そうした観点から行政をやっておるわけでありまして。

そういう中で、あと限り自然環境を守ってきたい、そういう努力をしていることも私は評価をしていただきたい、このように思います。

○石井(総)委員 ハエやフナというのは、比較的小さい小川のようなところにとこにでも結構すんでいるようなものですが、それは、ある意味では大臣のおっしゃるとおりでもあるわけでありまして。

そこで、それでは、水の使い方、電気の使用方、こういうものに対して、政府がこれまで一度でも節水だとか節電だとかいうことを奨励して、本格的にその努力を払ってきたか。

愛知県の矢作川の河口堰については、もう利水は堰をつくらなくても間に合う、これはダム審の委員長がそう言っている、県民の負担が増すだけだ。あるいは、この問題で名古屋市なども、水を持ってくるのはもう勘弁してくれと言っているじゃないですか。

あるいは沙流川総合開発、これは苦小牧東、工場が来ないのに水ばかり差されて困る、水を差さないでくれ。至るところ、水の需要が伸びない

のに、なぜ買わなければならないのだ、こういうふうになっているわけです。

工業用の水を買わされている企業の多くは、愛知県あたりでは特に、使わないのに何で同じ料金を払わせるのだ、社員にはみんな節約しろ、節約しろと言って、紙一枚、鉛筆一本節約させているのに、水は幾ら節約しても同じ値段というものは一体どういうことだ、これはまさに水を使え、むだに使えということをお奨励しているのと同じことではないかということをおっしゃっているのです。

要するに、我が国の水とか電気の政策というのは、つくれつくれ、使え使えということじゃないのですか。東京都の環境衛生局は、企業が真剣にこうした水の問題に取り組んでいけば、水の使用量は半分は減らせると言っていますよ。回収力を高める、節水思想を広めるといふことこそ、建設省がこの河川法の中にまず最初に明記しなければならぬことです。

昭和五十三年から三重県の企画調整部長を務めておられた竹内源一さんという人がいる。揺れに揺れたこの長良川河口堰問題の大詰め、ときに、企画調整部長として大変な御苦勞をされた方です。この方が、この河口堰の仕事を最後に退任されたのですが、その後、回想録を書かれて、「官僚の生き方」という、こういう本です、「官僚の生き方」。これは、中央省庁の皆さんについてのいろいろなやりとりの経過を書かれておる。

詳しいことは言いませんが、彼はこの中で、長良川河口堰の問題を振り返りながら、計画どおりに事業が進めば、三重県の場合、工業用水分だけでも毎年二十億円、二十億円といえは高橋を一つつくる金額だ。これを向こう二十年間払い続けなければならない。しかし水の需要はない。水が売れなければ、伊勢湾へ税金が流れていくのと同じことになる。土砂が流れないかわりに税金が流れていくことになる。

これは取り返しのつかないことになるというふう、通産省や厚生省、国土庁、そして建設省、これはお役所だから、縦割り行政の中で、知事と

も相談しながら駆けずり回った。すると、建設省はこう言った。あんた、お間違ひだよ、工業用水の話だったら通産省に行つて、解決してもらいなさいと追い返された。それで、持参した資料も突き返された。

その一年後、今度は知事と一緒にいった。建設省へ行ったときのことを、建設省河川局長に同席していた計画課長、だれだか知りませんが、こう言った。知事さん、名古屋段階で検討しますけれども工事は進めましょう、こういうふうに一言言った、着工に踏み切りたいというのが課長の執念だったと竹内さんは書いています。

知事は、この失礼な物の言い方に黙ってしまつた。そして、河川局長は、話が済むや否や席を立つていった。知事も立つた。名古屋の段階での検討がその後二年間あったけれども、結局は三重県の要望は実現せず、水漏の問題解決を先延ばしにしたまま着工に取りかかってしまつた。

この事情を書きながら、竹内さんは、長良川河口堰についての諸事情を明かすことは、この件の調整に骨を折つてくださった各位に対して申しわけなく思ふけれども、旧来の体制変革が必要なのが国のこの時期、あえて公にする次第だ……

○市川委員長 済みません、石井さん、質疑は終わりました。簡潔にしてください。

○石井(統)委員 こういうふうには彼はこの一件を結んで、本省、つまり中央官庁の官僚の縄張り根性で一たん決めたことを変えないという頑強な姿勢を知らされた。

この人は、大変責任感の強い人だと私は思います。並みのお役人だったら、こんなおかしい建設省や通産省などへ行くよりも、後は野となれ山となれでもって、三重県がつぶれようと、税金が重くのしかかろうと、子や孫の代がどうなろうと、さわらぬ神にたたりなしでもって済ませてしまつたでしょう。

これは、これからの河川行政を進めていただく上にも——こういうふうには、水が要らないと言っているのに無理やりにつくる。そして、しかも一

たん決めたことはやるのが目的だとして感ぜざるを得ない。

こういうことをもう一度ぜひとも、建設省の皆さん、先ほど大臣が言われたように、皆さんが生懸命国のためによくしようということでもって努力をしてもらえることは、昨夜も私も、夜中の十二時を回って一時になつてもまだ会館でやつておつた。電話をかけたなら、建設省の人たちも、各同の人たちがみんなまだ仕事をしておられた……

○市川委員長 石井統基君に申し上げます。質疑時間は終了しました。

○石井(統)委員 そういう努力はよくわかりますが、今後の我が国の将来、未来のために、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

委員長、どうも失礼をいたしました。以上です。

○市川委員長 この際、休憩いたします。午後零時七分休憩

午後二時二十六分開議

○市川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。中島武敏君。

○中島(武)委員 政府案について伺います。この改正案では、現行の河川の工事実施基本計画を、河川整備の基本方針とそれから河川整備の計画に分けたわけですが、基本方針は第三者の意見を聞く仕組みになっておりません。しかし、基本方針で何を定めるかといふは、これはもう私から申し上げるまでもないのですけれども、治水や利水あるいは環境の基本方針、それから基本高水流量、そしてその流量をダムや河道などによって配分するかどうかというその配分の問題、さらには計画高水流量、主要地点における水位、また河道の横断形、こういうことを定めるものでありまして、まさに河川整備計画の基本的な枠組みを定めるものと言わなければなりません。

整備計画はそれを具体化するものであつて、必

要とされるダム全体の規模などは基本方針で事実上決まつてしまふ、こういうことであります。

このように、非常に重要な基本方針を決めるに当たつて第三者、すなわち住民などの意見を聞くことをしないのであつては、過大であつてもそれをチェックするというのができないのではないのか、こういうふうには思ふを得ないのですけれども、まず、そういう点について伺ひをいたします。

○尾田政府委員 ただいまお尋ねの、河川的基本的な計画でございます整備計画をどう決めるのかという議論でございます。

確かに、先生御指摘のとおり、現行の河川法では、工事実施基本計画一本でございます。これを今回の改正案では二本に分けて、河川整備基本方針と河川整備計画に分けておるわけでござい

ます。これをどうして二つに分けたかということで申しますと、まず、河川の治水に関して特にそうでございますが、全国と同種規模の河川については同じような治水の安全度を確保する必要があるということ。そしてまた、降った雨は上流から下流まで一貫して流れるわけでございまして、水系全体として見てその計画である必要がござい

ます。そういう意味合いで、先生御指摘の基本高水流量あるいは計画高水流量という基本にかかわるそういう抽象的な概念につきましては、これは河川審議会の意見を聞いた上で定めるといふ形にいたしております。

そして、この河川審議会におきましては、特別委員の制度がございまして、そういう意味合いで、先生御指摘の第三者という点で申しますと、学識経験者または地方公共団体の長の方の御意見をお聞きをするということになるわけでございまして、そういう意味合いでは、まさに科学的、技術的に決まる、そういう抽象概念として決まるものが河川整備基本方針でございます。

今後は、それを受けまして具体の河川の整備計画をどうつくるか。御指摘の、ダムをどこにどう

いう規模のダムをつくるか、どこにどういう堤防をつくるか、そういう基本的な事項もひつくるめまして、河川整備計画の中でお決めをいただくというところでございます。

まさに、そういう意味合いでは、住民の皆さん方、地域の意向を反映するためにどういうシステムが一番いいのか。その際、全国的なバランスを見る点、そしてまた治水のように、水系の上から下まで通して物を見る必要がございまして、そういうところの両方を満足する形のものとしてどういうものが一番いいのかということであるという視点から検討した結果、こういう河川整備基本方針と河川整備計画の二本立てでいくという方法を御提案申し上げておるところでございます。

○中島(武)委員 今答弁をいただきましたけれども、基本的なことについては住民の皆さんが参加できるというふうになつていないのです。私はそこが非常に大きな問題だと思ふ。

今局長も認めておられるように、とにかく基本高水流量とか、あるいは計画高水流量というように、抽象的な概念と言ひますけれども、そこで決めたなら、今度は具体的な整備計画でそれを実行していく、こういう格好なのです。最も肝心なことなのですね。最も肝心なこと、この最も肝心なところ、一言で言へば住民参加を認めないといふのは、今度の河川法の改正案の中で最も肝心なところを実は改善していないというふうに私なんか思うのです。はつきり、率直に意見は言うておきます。

同時に、これに引き比べて、民主党案について私は聞きたいのですけれども、この民主党案の方は、今まさに政府案が触れていないその点、基本方針に対しては住民参加の方針を出しておられるのです。私は、この重要性について、民主党案はどういう考えに基づいてこういうことを出しているのかという点について述べてもらいたいと思つています。

○渡辺(周)議員 今御質問いただいた点についてお答えをさせていただきます。

私どもの民主党案では、これまでの現行法の基本計画であります工事実施基本計画、そして政府案では河川整備基本方針というふうになっておりますけれども、我々は水系管理基本方針というふうな位置づけを、河川管理者の公告の義務づけ、そして住民がこれに対して意見を挟める余地をつくらうということで、意見書の提出、それを可能にしました。

そしてまた、水系委員会がこの方針を審議するに当たっては公聴会の開催を義務づける。これは、一昨日ですか、新進党の武山委員からも大変心強いお言葉をいただきましたけれども、やはり今、時代の流れの中で、住民参加、そして情報公開ということも時代の必須条件であるというふうな御意見もいただきました。そうした中で、我々は住民参加、情報公開が時代の中で必然であるということ、当然の事柄として定めたものでございます。

現行の河川管理の基本計画、工事実施基本計画では、この作成に当たっては、御指摘のように、河川審議会の意見を聞くのみでございまして、住民の意見は全く聞いていない。

これは我々がもとにしました河川審議会の昨年十二月の答申を見てみましても、流域住民の参加ということを書いてある。これに忠実に基づきまして我々はこの法案を作成したわけでありまして、こうした場合、確かに内容的には専門的なこと、あるいは抽象的なことが含まれているからというのがありますけれども、私どもとしては、住民の主体性のもとにより意見を反映させる。そして、何よりも我々がこの流域住民、これまでずっと住んできた方々の知恵、工夫、ともに生きてきたその経験を考えましたときには、やはり河川管理に基づく、素人ではない、そうした方々のとうとい意見というものを反映させていきたい。

住民の知らない間に河川管理の基本方針が決まって、そしてその基本方針があるがゆえに具体的な整備計画が行われる。そこにまで意見が反映

されない。これは、我々としては今の時代にこれから逆行していくことであるという点を考えまして、基本方針作成の際には住民の意見を聞くことは当然であり、また必要なことであるというふうに認識をし、このように法案に取り入れた次第でございます。

○中島(武)委員 次に、もう一度政府案の方に返りますけれども、十六条の二の四項なのは、ここで、河川整備の案を作成しようとするときは、「公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」というふうに規定されております。

さてそこで、この「等」なのですけれども、「公聴会の開催等」の「等」、これは必ずしも聞きまされなくても、事業者と住民が対等の立場で河川のあり方について議論をするあらゆる方式と解してよろしいかどうか。もっと端的に言います。いわゆる円卓会議などもこの中には含まれるのか。この点についてお答えいただきたいと思っております。

○尾田政府委員 この「公聴会の開催等」、その場合にどういう立場でお互いが参加をするのか、こういうお話でございます。まさにその河川のよりよい整備計画をつくっていく、そういう立場で、みんな同じ立場で議論をさせていただくというふうに考えております。

そういう意味合いで、今、円卓会議というのがどういう意味合いのものか、これまたいろいろな定義があるかと思いますが、いずれにしても、その場においてはお互い真剣に、よりよい河川の整備計画を求めて議論をするというふうに考えております。

○中島(武)委員 円卓会議、過去の例でいえば長良川のときなどもそういうことがやられましたし、さらにまた別のところでもやられていますね。やはり対等の立場で住民の皆さんが思い切った意見が言える。それに対して反論もあるかもしれない。だけれども、それに対してまた反論があるという、とことんやはり議論をしていくという、こういうことがあって初めて納得した行政と

いうのが私はできると思っております。

そういう意味で、聞きようによっては大体それに近いようなことを局長は言ったかなあ、こういう感じもするのですけれども、いま一つ歯切れが、ずばりと来ていない。ずばりと来るかどうか、もう一回聞きます。

○尾田政府委員 先生御指摘のとおりの方で考えております。

○中島(武)委員 それでは、国土庁、おられますか。——おられますね。では、国土庁に伺います。

全国総合水資源計画であるウォータープラン二〇〇〇、これにおける都市用水の二〇〇〇年需要予測と、それから一九九三年実績がどうなっているかということ伺います。

○振井政府委員 全国総合水資源計画、俗にウォータープラン二〇〇〇と称しておりますけれども、これにおける都市用水の需要の二〇〇〇年の見通しは、年間約四百三十億立方メートルでございます。一九九三年の都市用水の使用実績値は、年間約三百二十四億立方メートルでございます。

○中島(武)委員 今お答えになった数字をもとにして、実績とそれから計画、予測ですね、これがどうなっているかということ私なりにちょっと計算をしてみました。

それは、九三年の以前七年間の伸びは十八億立米ですね。それから、九三年から二〇〇〇年までの間は同じく七年間ありますから、ここを同じだけふえるというふうに仮定をいたしますと、三百二十四億トン、三百二十四億立米、まあ同じことですが、これに十八億立米を足しますと三百四十二億立米と、こうなります。これは、ウォータープラン二〇〇〇の四百三十億立米と比較しますと、相当に大きな開きが出てくる。つまり、予測の方は相当かなりな過大予測を行っていたということになるんじゃないでしょうか。

それで、そのことを指摘しておいて、もう一つ私は伺いたいんですけれども、全国七水系のフルプラン、これは水資源開発促進法に基づいてつく

られるわけですが、その基礎は何かといえ、今言ったウォータープラン二〇〇〇、これが土台になる。そうすると、フルプランでは、具体的な供給計画、それからその施設、つまりダム、こういったものもみんな入るわけですよ。決められるわけですよ。そうなりますと、この過大な予測に応じて供給計画やダムやがつくられていく、こういうことになるんじゃないですか。

こういう点について国土庁はどういうふうしているのかということについて伺います。

○振井政府委員 水資源開発基本計画、通称フルプランと申しておりますけれども、これを定めている地域は今後さらに発展が期待される一方、近年、全国でも御承知のとおり漏水が頻発しております。安定的な水資源の確保が重要課題でございます。このためには、長期的な観点から計画的かつ先行的な水資源開発を推進する必要があります。フルプラン関係都府県も、将来の発展に伴います水需要の増加に対処するため、水資源開発の促進を強く要望しているところでございます。

お話にありましたフルプランの需要予測につきましては、先ほどお話に出ましたいわゆるウォータープランとの関係におきましては全く同じものではないと申し、このフルプランの需要予測に当たりましては、近年の経済社会状況あるいは各県の長期計画等をもとに、第四次の全国総合開発基本計画あるいは全国総合水資源計画との整合をとりつつ行ったものでございまして、過大とは考えておりません。また、現在国土庁におきましては、新しい全国総合開発計画あるいは全国総合水資源計画の作成作業中でございます。

フルプランの變更に当たりましては、これら計画で示される二十一世紀の経済社会の動向を十分に踏まえる必要があると思っております。このため、フルプランの變更につきましては、これらの計画の策定の後に検討したいと思っております。

○中島(武)委員 結局イコールじゃない、そのウォータープランとフルプランはですね。それはわ

かっているんです。わかってるんだけれども、ウオータープランで考えの基礎というのは共通していなかったらおかしいんですよね。だからそういうものに基づいてつくる。

今再検討の話も言われましたけれども、ウオータープランが再検討されたら、今度はフルプランの方も再検討すると、こういうふうにおっしゃっているんですよ。そうなんです。だから、全く一緒じゃありませんというようにことだとか、いや、当時の考えとしては正しかったんですというのは、現実の方は今日もう何年間もたっていてうなっていないんですから、そしてこれから先も、もう今までの考え方というのは私はやはり考え直さなきゃだめだと思っんです。

右肩上がりの社会経済発展でしょう。そういう状況のもとで考えて、いろいろなウオータープランにしろあるいはフルプランにしろ、考えてきたわけですよ。だから、そこをちゃんと改めるといふきつぱりした態度を持ってこの問題に対処しなければならぬんじゃないか、見直しをするというときには、やはりそこは十分考えなきゃいかぬのじゃないかということを私は指摘しておきたいと思っんです。

それで、次に徳山ダムの問題について伺いたいと思っんです。——国土庁、これで結構ですか。

それから、徳山ダムの問題なんですけれども、まずその最初に、徳山ダムの審議委員会の問題、この問題について伺いたいと思っんです。

これは、審議委員二十二人のうち十四人は知事を初めとするいわば推進派、これの自治体の関係者であります。これは建設省の通達でそういうふうになっているんではありませんか。

○尾田政府委員　ダム審議委員会の委員の構成についてはお尋ねでございますが、ダム事業審議委員会は、それぞれのダムの目的、内容等に対します地域の意見を的確にお聞きをするということを目的に設置をいたしておるものでございます。審議委員会の委員は、私ども事業者が選定をす

るということでは透明性の確保の観点からいかなものかということで、それぞれの地域の総合行政の責任者としての関係都道府県知事の推薦を受けまして、そのまま委員に御就任をいただくというにいたしております。

ただ、ダムにつきましては、水源地の所在地の行政の長、そして議会の議長の存在は大変重たいということで、その方たちについては必ずお入りをいただくということにいたしておるわけでござい

ます。その他につきましては、今申したような形で、地域の総合行政の責任者としての都道府県知事の御推薦にゆだねているということでございます。

○中島武蔵委員　私はその点でも率直に申し上げたいんですけれども、自治体関係者、議会の関係者を含めて過半数を占めるといふふうになってい

るんです。私もこの通達を拝見いたしておりましたが、十人の場合だったら自治体関係者が六人と、二十人の場合でも六割を占めると、三十人の場合は六割六分ですか、を占めるといふふうにな

っているんです。ですから、これは初めから推進の結論が出てくるような委員会構成になって

いる。私は、大事なことは何かといったら、ここで見直さなきゃいかぬということが始まった審議会

でしょう。ですから、その審議会では賛成、反対はまあいわば半々、それであって初めて本当の科学性と公平性、公正性を担保することができるとい

ね。私は、この点でも考え直さなきゃならない点

が証明されているんじゃないかというふう

に思っんです。時間もありませんから私もちょっと急ぎますけれども、それから、名古屋市の三トンの返上をし

ました。これは洪水対策容量としてその分上積みをしたわけですね。これは建設省が提案したの

ではないですか。事実、委員長は、建設省の案が出てほ

つとしたということをしてNHKテレビで語っています。

私は、こういう点では、建設省内部の委員会だ

と言われるかもしれないけれども、やはり見直し

ということをやるといふ以上は、この趣旨からい

うと、やはり公平性、科学性が担保される、そういうふうにな

なければならぬのではないかと思っんです。す

けれども、どうでしょう。○尾田政府委員　先ほど、ダム審議委員会の構成並びに委員長の人選の方法について御指摘ござい

んの方から、毎秒三トンの減量の御発言があり

ました。これを踏まえて議論がなされ、その結果、

ダム規模を変えずに名古屋市の新規利水三トン減

量分に相当する部分を洪水対策容量として充当す

る、そういうことによって異常洪水時における木

曾川水系の補給に有効との結論が出されたところ

でございます。

○中島武蔵委員　今局長がお答えになった洪水に

強い木曾川水系にするための方策、一地域全体で

考えられる方策、徳山ダムで考えられる方策、洪水

対策容量の確保、その方法はいかにということ

で挙げられておいて、ダムの高さは現在どおりと

して他の目的を変更するということが新利水容量を減少する、こういうのがあ

るんです。

だから、私

は、そういう

点では、こ

れは建設省

指導のもの

だと言わざ

るを得ない

なというふ

うに思っ

ています。

それで、私

は、NHKテ

レビで聞いた

んです。

聞きますと、

この委員長

は、水需要を

決めるのは

利水者である

自治体だとい

うことも言っ

ています。の

は、それはそ

うかも知れ

ないけれども

、問題は、こ

れは見直し

なんですよ

。いろいろな

意見があっ

て、見直しを

するといふ

ときにはな

んのですか

ら、やはり

一体だけ水

需要はある

のか、必要

なというふ

ことについ

て、自治体

が言ってい

るからうの

みにするとい

うのではな

くて、ダム

審みずから

がよく見直

しをするとい

うことが私

は必要だっ

たのではない

か。

それをやら

なかったら

、何だっ

て自治体の

言っ

ていること

のとおりと

、これでは

何のために

見直しを

やっている

のかわから

なくなっ

てしまっ

たので、私

は、そうい

う点では、

やはり本

当の見直

しだった

ら、それ

にふさわ

しい、今

申し上げ

たよう

なやり方

をするべ

きだった

のではな

いかとい

うふに思

っております

。いかが

ですか。

○尾田政府

委員　利水

計画そのも

のにつつま

しては、平

成八年の二

月の段階

で既に利水

計画と洪水

対策容量の

確保、その

方法はいか

にということ

で挙げられ

ておいて、

ダムの高さは

現在どおり

として他の

目的を変更

するという

ことが新利

水容量を減

少する、こ

ういうのが

あるのだ

すね。この

ままうって

つけじゃな

いんですか

。だから、

私は、そう

いう点では

、これは建

設省指導の

ものだと

言わざる

を得ない

というふ

うに思っ

ています。

それで、私

は、NHKテ

レビで聞いた

んです。

聞きますと、

この委員長

は、水需要を

決めるのは

利水者である

自治体だとい

うことも言っ

ています。の

は、それはそ

うかも知れ

ないけれども

、問題は、こ

れは見直し

なんですよ

。いろいろな

意見があっ

て、見直しを

するといふ

ときにはな

んのですか

ら、やはり

一体だけ水

需要はある

のか、必要

なというふ

ことについ

て、自治体

が言ってい

るからうの

みにするとい

うのではな

くて、ダム

審みずから

がよく見直

しをするとい

うことが私

は必要だっ

たのではない

か。

それをやら

なかったら

、何だっ

て自治体の

言っ

ていること

のとおりと

、これでは

何のために

見直しを

やっている

のかわから

なくなっ

てしまっ

たので、私

は、そうい

う点では、

やはり本

当の見直

しだった

ら、それ

にふさわ

しい、今

申し上げ

たよう

なやり方

をするべ

きだった

のではな

いかとい

うふに思

っております

。いかが

ですか。

○尾田政府

委員　利水

計画そのも

のにつつま

しては、平

成八年の二

月の段階

で既に利水

計画と洪水

対策容量の

確保、その

方法はいか

にということ

で挙げられ

ておいて、

ダムの高さは

現在どおり

として他の

目的を変更

するという

ことが新利

水容量を減

少する、こ

ういうのが

あるのだ

すね。この

ままうって

つけじゃな

いんですか

。だから、

私は、そう

いう点では

、これは建

設省指導の

ものだと

言わざる

を得ない

というふ

うに思っ

ています。

それで、私

は、NHKテ

レビで聞いた

んです。

聞きますと、

この委員長

は、水需要を

決めるのは

利水者である

自治体だとい

うことも言っ

ています。の

は、それはそ

うかも知れ

ないけれども

、問題は、こ

れは見直し

なんですよ

。いろいろな

意見があっ

て、見直しを

するといふ

ときにはな

んのですか

ら、やはり

一体だけ水

需要はある

のか、必要

なというふ

ことについ

て、自治体

が言ってい

るからうの

みにするとい

うのではな

状況等の説明をさせていただき、その上で委員会の方で御討議をされておるわけでございます。

そういう意味合いで、このダム審議委員会のそれぞれの御判断によりまして、利水計画につきましても、そのダムの目的、内容についての審議の一環という形で、それぞれのダムの必要に応じてなされておるところでございますし、徳山ダムについても同じようにされておるところでございます。

○中島(武)委員 次に、徳山ダムの利水、治水問題について、私も簡潔に申し上げますから、ひとつできるだけ簡潔にお答えをいただきたいと思うのです。

名古屋市が、さっき申し上げたように、また御存じのように、六トンのうち三トンを返上するということをやったのです。私は、こういう点からいうと、利水計画自身が、それぞれの自治体が行っていることというのは、どういう言葉を使いましょうか、科学的ではなかったというこの証明ではないかと思うのです。名古屋は半分要らないと言いつつ、それは、半分を足した倍のものが必要だという利水計画自身が破綻をしているということではないかと思うのです。

そういうことからいえば、名古屋はそうだったから、愛知県はどうなんだ、岐阜県はどうなんだ、三重県はどうなんだ、そういうことを真剣に検討するべきだったのではないかとと思うのですけれども、どうですか。

○尾田政府委員 ただいま御指摘の、各利水者が自分たちの将来の水需要をどうするかという点について、このダム審議委員会の中でそれぞれ御報告になり、それを踏まえた上で議論をなされたというふうに理解をいたしております。

それで、ダムの水量開発で、何億トンの需要に対して何億トンのダム開発をするという議論で非常に誤解を生みやすい点は、例えば二億トンの需要に対して五億トンのダム開発をしたといたしますと、この三億トンが全くむだに流れているというイメージを持たれがちでございます。

しかし、そこで一番違いますのは、要するに十年に一回ぐらいの渇水年を相手にいろいろな計画を立てております。そういう意味合いで、ダムに余裕があるということになりますと、それだけ利水の安全度が上がるわけでございます。ですから、ダムがあつて、そのダムがあることによって、むだに水が流れているというのではなしに、より厳しい渇水のときでも対応できるという特性を水資源としては持つておるといふところもぜひ御理解を賜りたいと存じます。

○中島(武)委員 私は、今国民的な批判が何に集中しているかということをもう少し考えていただきたいと思うのです。これも率直に言います。

そういう点からいうと、大きなダムをつくつても決してむだではないのだ、こういうお話なのです。しかし、適切なダムにして、そして渇水、渇水と言われましても、それはちゃんと農業用水との融通とかいろいろなことをやはり考えていくということも非常にまた大事なことのだということこそ私は指摘しておきたいと思つて、それで、この問題の最後になりますけれども、ダムができるのは相当将来だと思つて、私も現場に行つていろいろ話を聞いて、ああこれは大変だな、共有林問題とかいろいろあつて、これはまだまだやはり何年間もかかりそうだなということこそ私は思ひました。

百年に一回の洪水にはならんし耐えられる流量ということ、それがダムの目的とされていくようですけれども、私は百年に一回というのは、何も百年先に一回来るのではないのです。そうではなくて、ことしかもしれない、来年かもしれない。だから、それに対応するということが非常に大事です。

そういう点からいって、堤防のかさ上げあるいは強化だとか、あるいはまたしゅんせつとか、さらには上流にあるダムの堆砂の排除とか、こういうことをやらなければいかぬけれども、その進捗は一体どうなつておるのかということ伺います。

○尾田政府委員 揖斐川の堤防の状況でございますが、現在、整備率、これは、堤防が必要な断面を確保してある延長を必要な延長で割つたものでございますが、約六〇％ということでございます。残念ながら、まだまだ取水工事を進める必要があると考えております。

そしてまた、先生御指摘のしゅんせつの問題でございますが、これは、御存じのとおり長良川と揖斐川が背割り堤ですと続いております。それから途中から、河口から二・八キロのところ、一つの川になるわけでございますが、その河口部のしゅんせつを今鋭意進めておるといふことでございます。

そして、今申しましたとおり、堤防の定規断面、必要断面に対して、この地域は地盤沈下地域で、高さも足りない、断面も足りないということでございます。まして、堤防のかさ上げ、増強に今全力を挙げて取り組んでおるといふのが現況でございます。

○中島(武)委員 堆砂の排除の件については答弁はありませんでしたけれども、ほとんど進んでいないようです。私いろいろ調べているのです。それで、ちょっと時間の点で窮屈になってきまして、ので少し先へ進ませていただきますが、やはり、本当に全力を挙げると。ダムができることを期待しておつた、あした来るかもしれない。そこが非常にこの問題での大事な点なんです。だから、その点は、今局長が言われたとおり全力をひとつ挙げていただきたいと思うのです。

それからその次に、ちょっと性質は違いますが、千葉県の茂原の水害問題について伺いたいと思うのです。

これは、昨年の九月の台風十七号で一宮川がはんらんしたのです。それで、千葉県茂原市やそれから一宮町などに、床上浸水が千三十戸、床下浸水千六百四十七戸の被害があつたのです。既に建設省は、はんらんした一宮川について激特事業に指定をして、五年間にわたつて総事業費百六十五億円で堤防工事などを始めておられます。

事業の進捗状況について伺います。

○尾田政府委員 御指摘のとおり、二級河川一宮川は大変激甚な災害を受けたところでございまして。

一日も早い復旧を図るといふことで、激特事業、これは、基本的に五年間で必要な再度災害を防止する事業を進めるものでございまして、現在、平成十二年度までに完成をさせるということと全力を挙げておるところでございます。

地元の協力体制も、大変一致協力して御協力をいただいているところでございまして、私どもも、一日も早く完成をさせたいと全力を挙げておるところでございます。

○中島(武)委員 私、茂原市から水害をなくす会「の長谷部さんという方がいらっしゃるのです。が、この方の話を聞いてびっくりしてしまつた。実は、詳細に記録しておられるのですけれども、七八年に水害三回、七九年三回、八〇年は四回、八一年は一回、八二年は一回、八三年は一回、八五年一回、八六年一回、八八年一回、八九年一回、九〇年一回、九一年一回、九二年一回、九三年一回、九五年一回、九六年、昨年は一回。

大変な水害に見舞われているのですよ。ほとんど毎年みないんです。主な原因は何かといえ、河川のはんらんです。溢水です。

今、全力を挙げておると言われましたけれども、激特は五年ですけれども、五年かかってやれというところではないのです。これは、五年以内、ずっと手前へ近づける、これが大事だと思うのです。住民の皆さんの話によりまして、ことしの夏までにはかさ上げやしゅんせつはやつてもらいたいものだといふ強い意見が出ております。

その点で、住民の皆さんの合意と納得ということとはもちろん前提とされますけれども、どうですか、相当ビッチを上げる、こういうことになりませんか。

○尾井国務大臣 私どもは全力を挙げて治山治水、利水と取り組んでおるわけでございます。特に、そうした洪水の被害はどうしても防がなければ

ばならないということですが、お願ひであります。共産党におかれましては、そうした防災を含めての公共事業、どうでもいゝととられかねないような御主張は引つ込めていただきまして、公共事業は必要だということをごひひとつ声を大にして応援をしていただきたい、このようにお願いいたします。

○中島(武)委員 共産党は、公共事業は必要ないものなんだ、そんなことを言ったことはないの、ちよつと被害妄想なのではないですかね。そういうことを言っておきまして、では、もう一つ大臣に聞きます。

なぜこんなはんらんが起きるのかという、その根本的な問題は、上流におけるゴルフ場の大規模な開発、さらに、工業団地や宅地開発が無秩序で建設をされていく、それから、政府の減反政策によって水田の荒廃化が進んで遊水地機能が失われていく、その他等々のことが考えられるのです。

私は、大臣に、こういうような政策についてやはりストップをかける、山は復元する、ゴルフ場などというのはだめだ。だめといつても、すべてだめというわけではないけれども、いいですか、無秩序な開発はだめだ。それから宅地開発にしても、鉄砲水が流れてくるような、そういう無秩序なやり方はだめと、そういう、もっとさかのぼった、根本的なところに対してもびしゃつとした見解を述べていただきたいし、また、それによって県をも指導していただきたいと思ひます。

○亀井国務大臣 橋本内閣は、今委員が御指摘されるまでもなく、そうした自然を無秩序に破壊をしていくような政策はとっておらぬわけでございます。

しかし一方、国民もゴルフをする楽しみもなければいかぬわけでもありますし、その地域における方々の生活の向上のためにはそういうゴルフ場が必要だという場合もあるわけでありまして、そのあたりをあんばい、勘案しながらやっております。

ますのが橋本内閣の政治でございますから、御理解いただきたいと思ひます。

○中島(武)委員 それは違うと思う。適切にやられておいたらこの種の問題は発生しないのですよ。これが適切にやられていないから発生しているのではありませんか、亀井大臣、そこはひとつもう一度お考えください。

最後にもう一つ、この法案にかかわって私は申し上げたい、聞きたいことがあります。

それは何かというと、私、ここの三月でしたか、高知県の本山町と土佐町の境にある早明浦ダムに視察を行いました。これは吉野川水系の上流に位置しておいて、四国全体の重要な水がめでありまして、一九七五年に完成しております。

ところが、たしか七六年と思ひますけれども、ダムが完成して間もなく、ダムが大雨で満水になったためにゲートを開放したのです。水資源公団によりまして、六時間にわたって三千五百トンの水を流し続けた。このためにゲートの真下の十七戸は水浸しになってしまつて、とうとう全部引越を余儀なくされたのです。これは、ダムは治水に役立つと言われているわけですが、しかも、しかしこれでは反対に水害につながつてしまふという例であります。

さらにもう一つ申し上げますと、建設省は、ダムが完成しても水は濁らないと宣伝してきたのです。ところが、冬場に赤茶色の水になって、とても町民の飲料水にはならないというので、水源を吉野川の支流である汗見川に変更せざるを得なくなりました。

ところが、電源開発株式会社、電源開発が途中の上流部に汗見取水ダムをつくつて、導水管を引いて早明浦ダムに毎秒七トンの水を落とすしております。そのため、取水口から下の汗見川は極端に水が減つて、私も見たのですけれども、まあ無残なものです。以前は、景観のすぐれた、アユなどの釣れる清流だったのです。

それで、言っておかぬやいかぬのは、ところが、来年の三月三十一日で建設大臣の水利使用権

の許可期限が切れるのです。本山町では、町を挙げて川をもう一度再生したいと念願しております。そして熱望しています。町では、この自然を資源として町おこしの一助にしたい、こういうふうになってくるのです。

大臣、この本改正案というのは、環境の整備、保全ですか、これを言っているわけなんですよ。私は、そういう観点からも、このダムの村がこういう切実な声を上げているということについて、期限切れ後の水利使用権はもう認めないという、それは上げてくると思うのですよ、そういう建設大臣の勇断ある見解を聞きたいと思ひます。

○亀井国務大臣 共産党の御意見ではあつても、建設的なものであれば私はこれは採用することにやぶさかではございませんで、また、今いろいろと建設行政の過去のことに御批判ございまして、私どもも、神様がやるわけじゃございせんから、時々、もうちよつとやる方法はなかつたのかな、ああすればよかった、こうすればよかったという反省点は多々あるわけでございますが、そういう反省を生かしながら、きちつとした建設行政を進めてまいりたいと思ひます。

なお、今委員御指摘の件については、私ども、まだ聞いておりませんので、地元の方々からもきちつとした形で要望いただければ検討いたします、このように考えております。

○中島(武)委員 終わります。

○市川委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○市川委員長 この際、内閣提出、河川法の一部を改正する法律案に対し、中島武敏君外一名から、日本共産党の提案による修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。中島武敏君、河川法の一部を改正する法律案に対する修正案〔本号末尾に掲載〕

○中島(武)委員 私は、日本共産党を代表して、河川法の一部を改正する法律案に対する修正案について、その提案理由説明を行います。

今日、我が国の河川行政について、国民の批判が高まっております。それは、長良川河口堰に代表されるように、経済社会情勢の変化を無視した過大な水需要予測に基づく既存計画への固執、ダムなど巨大な構造物建設優先の河川管理などに対してであります。また同時に、このような河川管理によって、貴重な自然破壊が大規模に推し進められ、生態系が破壊されてきました。

治水、利水、あるいは発電などに万全を期することは当然であります。今日も求められている河川の総合的な機能を高め自然環境を保全するために、関係住民を初めとする国民の声を傾けることが必要であると考へます。

政府案の最大の問題点は、河川整備の基本を定める基本方針について、従来と同様に住民の意見を聞く制度がなく、また、河川整備計画についてのそれも不十分なことでありまして、また、焦眉の課題である国民への情報公開も極めて不十分であります。

以上のような根本的な問題点を改めるため、必要な部分に限つて次の修正案を提出するものであります。

その要旨を申し上げます。

第一は、河川整備基本方針を定める際、その案及び関係資料を示して、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聞くこととあります。また、河川審議会が公聴会を開催しなければならぬこととするとともに、公聴人は資料請求ができることとしております。

第二は、河川整備計画について、河川管理者はその案を作成するに当たり、関係住民の意見を反映させるために、公聴会を開催することとしております。河川整備計画を定めようとするときは、その案を公告し縦覧に供し、関係市町村の住民は意見書を提出することができることとしております。意見書は、河川審議会に提出しなければ

ならないこととしております。さらに、河川審議会及び関係都道府県知事並びに関係市町村の意見を聞いて河川整備計画を定めることとしております。

第三に、河川審議会の会議の公開、会議録、会議に用いられた資料の公表を義務づけています。また、都道府県審議会については、その設置を義務化しております。

第四に、河川整備基本方針については少なくとも十年ごと、河川整備計画については少なくとも五年ごとに見直しを行うこととしました。

以上が、その内容であります。委員の皆様は御賛同をお願いして、提案理由趣旨説明を終わらせていただきます。

○市川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○市川委員長 この際、石井紘基君外三名提出、河川法の一部を改正する法律案について、国会法第五十七條の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。亀井建設大臣。

○亀井建設大臣 反対であります。

○市川委員長 これより両案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。山本議員。

○山本議員 私は、民主党を代表して、河川法の一部を改正する法律案において、民主党案に対して賛成、政府案に対して反対の立場から討論を行います。

今回の改正に当たって、民主党案、政府案ともに環境保全、住民参加、情報公開をキーワードにしております。しかし、その中身は全く異なるものであります。

政府案は、環境保全といっても、法の目的にその言葉を書き加えるだけのものであり、具体的な河川管理法においては従来と全く変わらず、現在でも各地で問題となっているダム建設事業の継

続を前提としたしております。

これに対して民主党案は、河川を国民共通の財産と位置づけ、河川を含めた生態系の維持が人類にとって不可欠という前提のもとで河川管理を行うべきだという基本理念を明らかにしております。

住民参加においては、政府案は、河川管理者が必要と認める場合にのみ公聴会を開催をされるとしておりますが、民主党案にあっては、河川管理に関する計画作成時には常に公聴会の開催が義務づけられております。

情報公開では、政府案は、異常洪水時のみに置いて従来より一歩前進しましたが、民主党案は、平時の河川情報の全面公開、水系委員会の透明化など、河川管理のすべての段階において情報公開を基本としております。

住民参加、情報公開は時代の必然であります。民主党案は、この時代の要請にこたえるものであり、今回、河川法改正の方針を示した河川審議会答申の内容とはほぼ同じ内容になっております。

明治二十九年に旧河川法が制定されて以来、河川は、戦前は内務省に、戦後は建設省に一元的に管理される国のものでした。国民は、河川に関することを許されなかったわけでありました。

この国民不在の河川管理の結果、コンクリートで固められた川、あるいは水のない川が全国各地に作り出されたわけでありました。河川が建設省の管理下にあったこの百年間を、川殺しの世紀、こう呼ぶ人がおります。

今回の民主党案は、これをとめるため、百一年目にして初めて河川を国の財産から本来あるべき国民共有の財産とする歴史的な法案であります。同時に、住民参加、情報公開を盛り込んだ当たり前の法案でもあります。

この法案が仮に否決をされますと、また百年間川殺しが続きかねません。巧妙に表面のみ緑が覆い、また表面だけ住民の意見を聞いて行われる河川管理がもたらす百年後の河川とは一体どういうものになるのか。将来の世代から預かった大切な

自然環境を良好な状態で引き渡していくことは、私たちの責務であります。

これを果たすためには、民主党案による河川管理がより適切であり、二十一世紀において必ずこの形で行われる河川管理が行われていくことは自明の理であると信じます。

私たち民主党は、最低限でも現在ある川の清らかな流れを失わないためにも、政府案に反対、民主党案に賛成の立場を表明いたしまして、討論を終わります。(拍手)

あり、これでは意見の反映方策としては不十分であります。さらにまた、情報公開に関する規定は、濁水調整に關係する規定の新設のみで、河川審議会の提言からも大幅に後退しています。以上のような改正内容には到底賛成できません。

○市川委員長 辻第一君。

○辻委員 私は、日本共産党を代表して、政府案に反対、日本共産党の修正案及び民主党案に賛成の討論を行います。

まず初めに、政府案について申し上げます。今日、洪水の流出を最優先して、自然環境破壊の河川改修、過剰な水需要予測、不透明な洪水流量算定に基づくダムや放水路などの巨大な構造物の建設などを進めてきた河川管理に国民の大きな批判が高まっております。こうした中で、今求められているのは、社会経済情勢を無視したダム等の既存計画への固執、地元自治体や住民の意向に反する計画の押しつけ、さらには河川情報の独占と秘密主義など、建設省の河川行政、さらにこうした事態をもたらしした河川行政の枠組みを改めることでもあります。

ところが、今回の改正は、河川整備基本方針、河川整備計画など河川法の基本的な枠組みにかかわる改正であるにもかかわらず、今日問題となっている河川行政の問題を抜本的に正すものになっておらず、大型構造物中心の河川管理を温存するものにはなりません。

例えば、河川整備の枠組みを定める河川整備基本方針の策定には、関係自治体や関係住民の意見を聞くことなく、河川審議会の意見を聞くだけで策定する仕組みであり、これでは巨大ダム建設など国民批判的である河川行政の基本姿勢は改められません。河川整備計画の策定についても、国民や学識経験者の意見は必要に応じて聞くだけで

次に、民主党案について申し上げます。今日、河川行政に求められているのは、まさに政府案に関して申し上げたように、大規模プロジェクト、開発主体の河川行政から、河川環境を守り、住民や関係自治体の意見を反映した、国民本位の河川行政に転換することにあります。

民主党案は、政府案の中で特に問題のある、河川行政への自治体や住民の意見の反映の不十分さ、河川整備基本方針や河川整備計画の決定プロセスについて、水系委員会を通じての自治体や住民の意見の反映、意見書の提出など、政府案の持つ問題点を改める内容になっております。また、河川環境の保全や情報公開等についても改善措置が盛り込まれております。

よって、民主党提案の河川法の一部を改正する法律案には賛成であります。

以上、各案に対する態度とその理由を申し上げます。日本共産党を代表しての討論は終わります。(拍手)

○市川委員長 これにて討論は結局いたしました。

○市川委員長 これより採決に入ります。まず、石井紘基君外三名提出、河川法の一部を

〔本号末尾に掲載〕

河川

び関係市町村長」とある。

7 第三項から前項までの規定は、河川整備基本

じめ、河川審議会並びに関係都道府県知事及び

8 前二項の規定は、都道府県知事が河川整備計

「河川審議会」と、「関係都道府県知事及び関係市町村長」とあるのは「関係市町村長」と読み替えるものとする。

9 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

(河川整備基本方針及び河川整備計画の見直し) 第十六条の三 河川管理者は、河川整備基本方針について少なくとも十年ごとに、河川整備計画について少なくとも五年ごとに、見直しを行うものとする。

2 建設大臣は、河川整備基本方針又は河川整備計画について見直しを行った場合において、その変更を要しないと認めるときは、その当否について、河川審議会の意見を聴かなければならない。

3 河川審議会は、前項の規定により意見を述べようとするときは、公聴会を開催しなければならない。

4 前二項の規定は、都道府県知事が河川整備基本方針又は河川整備計画の見直しを行う場合に準用する。この場合において、「河川審議会」とあるのは、「都道府県河川審議会」と読み替えるものとする。

第二十條の改正規定、第六十二條及び第六十五條の二第一項の改正規定並びに第七十九條第二項第三号の改正規定中「第十六條の三第一項」を「第十六條の四第二項」に改め、同号の改正規定の次に次のように加える。

第八十四條の次に次の一條を加える。

(會議の公開等)

第八十四條の二 河川審議会の會議は、公開とする。

2 河川審議会は、會議録を作成し、會議に用いられた資料とともに、これを公表しなければならない。

第八十六條第一項を次のように改める。

都道府県に、二級河川に関しこの法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県河川審議会を置く。

第八十六條第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前項に規定するもののほか、都道府県河川審議会は、都道府県知事の諮問に應じ、二級河川に関する重要事項を調査審議する。

3 都道府県河川審議会は、前二項に規定する事項について、関係行政機関に対し、意見を述べることが出来る。

4 第八十四條の二の規定は、都道府県河川審議会について準用する。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

(都市計画法の一部改正)

第一条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 高層住居誘導地区

第八條第二項第二号へを同号トとし、同号ホ中「次条第十五項」を「次条第十六項」に改め、同号中ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 高層住居誘導地区 建築基準法第五十二條第一項第五号に規定する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度(当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。次条第十四項において同じ。及び建築物の敷地面積の最低限度(当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。次条第十四項において同じ。)

第九條中第二十項を第二十一項とし、第十四

項から第十九項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

14 高層住居誘導地区は、住居と住居以外の用途とを適正に配分し、利便性の高い高層住宅の建設を誘導するため、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域でこれらの地域に関する都市計画において建築基準法第五十二條第一項第三号に規定する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合が十分の四十と定められたものの内において、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度及び建築物の敷地面積の最低限度を定める地区とする。

(建築基準法の一部改正)

第二条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

第五十二條第一項中「第八項ただし書」を「第九項ただし書」に、「にある」を「の」に改め、同条第二項中「第四項 第八項及び第十項」を「第五項 第九項及び第十一項」に改め、「第六十八條の五第一項」の下に、「第六十八條の五の二(第一号を除く。第四項において同じ。)」を、「限る。」の下に「第四項において同じ。」を加え、同条第十一項中「第六項、第七項」を「第七項、第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項、次項、第九項及び第十一項、第五十九條第一項及び第三項、第五十九條の二第

一項、第六十條第一項、第六十八條の三(第二項第一号イ及び第三項第二号ロを除く。)、第六十八條の四第一項、第六十八條の五第一項、第六十八條の五の二、第六十八條の八、第六十八條の九並びに第六十八條第九項に規定する建築物の延べ面積には、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は、算入しないものとする。

第五十九條の二第二項中「第五項」を「第六項」に改める。

第六十八條の三第四項中「第八項ただし書」を「第九項ただし書」に、「にある」を「の」に改める。

第六十八條の七第五項中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第六十八條の八中「それぞれ」の下に「当該建築物の当該条項による制限を受ける区域内にある部分に係る」を加え、「第五十二條第四項、第十一項及び第十二項」を「第五十二條第五項、第十六項及び第十七項」に改める。

第八十六條第一項中「第十項」を「第十一項」に改める。

第九十九條第一項第五号中「第四項」を「第五項」に改める。

別表第三中「第四項及び第五項」を「第五項及び第六項」に改める。

第三条 建築基準法の一部を次のように改正する。

第二條第二十一号中「特別用途地区」の下に「高層住居誘導地区」を加える。

第五十二條第一項各号列記以外の部分中「第二種中高層住居専用地域」を「若しくは第二種中高層住居専用地域内の建築物」に改め、「準住居地域」の下に「内の建築物(第五号に掲げる建築物を除く。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該建築物が第五号に掲げる建築物である場合において、次項の規定により建

建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、当該建築物がある第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定めら

五 高層住居誘導地区内の建築物であつて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の三分の二以上であるもの（当該高層住居誘導地区に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、その敷地面積が当該最低限度以上のものに限り。第五十六条第一項第二号ハ及び別表第三の四の項において同じ。）

第五十二条第二項中「前項」の下に「（ただし書及び第五号を除く。）」を加え、同条第四項中「第一項、次項」を「第一項（第五号を除く。）」、次項」に改め、同条第五項中「地域」の下に「地区」を加える。

第五十六條第一項第一号中「地域」の下に「地区」を加え、同項第二号中「若しくはハ」を「ハ若しくはニ」に、「又はハ」を「ハ又はニ」に改め、同号イ中「第二種中高層住居専用地域」を「若しくは第二種中高層住居専用地域内の建築物又は」に、「又は準住居地域内の建築物」を「若しくは準住居地域内の建築物（ハに掲げる建築物を除く。）」に改め、同号ロ中「商業地域、準工業地域、工業地域又は」を「若しくは準工業地域内の建築物（ハに掲げる建築物を除く。）又は商業地域、工業地域若しくは」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 高層住居誘導地区内の建築物 二・五であつて、その住宅の用途に供

れた第三号に掲げる数値の一・五倍以下でなければならぬ。

第五十二条第一項第三号中「準工業地域、工業地域又は」を「若しくは準工業地域内の建築物（第五号に掲げる建築物を除く。）又は工業地域若しくは」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

当該建築物がある第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第三号に掲げる数値から、その一・五倍以下で当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合に応じた政令で定める方法により算出した数値までの範囲内で、当該高層住居誘導地区に関する都市計画において定められたもの

する部分の床面積の合計がその延べ面積の三分の二以上であるもの

第五十六條第五項中「地域」の下に「地区」を加える。

第五十七條の次に次の一条を加える。

（高層住居誘導地区）

第五十七條の二 高層住居誘導地区内においては、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、高層住居誘導地区に関する都市計画において建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。

2 前項の場合において、建築物の敷地が高層住居誘導地区の内外にわたるときは、当該高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度を、当該建築物の当該高層住居誘導地区内にある部分に係る第五十三条

第一項の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の限度とみなして、同条第二項の規定を適用する。

3 高層住居誘導地区に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められた場合については、第五十四条の二第一項及び第三項の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内においては、建築物の敷地面積は、当該地域」とあるのは「高層住居誘導地区内においては、建築物の敷地面積は、高層住居誘導地区」と、同項第二号中「低層住宅に係る良好な住居」とあるのは「市街地」と読み替えるものとする。

4 高層住居誘導地区内の建築物については、第五十六條の二（第四項を除く。）の規定は、適用しない。

第六十八條の三第四項中「第二種中高層住

居専用地域」を「若しくは第二種中高層住居専用地域内の建築物」に改め、「準住居地域」の下に「内の建築物（第五号に掲げる建築物を除く。）」を加える。

第九十九條第二項第五号中「第五十四条の二第一項」の下に「（第五十七條の二第三項において準用する場合を含む。）」を、「第五十六條の二第二項」の下に「第五十七條の二第一項」を加える。

別表第三中「ある地域」の下に「地区」を加え、同表の一の項の欄中「第二種中高層住居専用地域」を「若しくは第二種中高層住居専用地域内の建築物又は」に、「又は準住居地域内の建築物」を「若しくは準住居地域内の建築物（四の項に掲げる建築物を除く。）」に改め、同表の三の項の欄中「工業地域又は」を「内の建築物（四の項に掲げる建築物を除く。）又は工業地域若しくは」に改め、同表四中の項を五の項とし、三の項の次に次のように加える。

第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は準工業地域内において定められた高層住居誘導地区内の建築物であつて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の三分の二以上であるもの	三十五メートル	一・五
---	---------	-----

別表第三の備考中「地域」の下に「地区」を加える。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二條、次項及び附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

2 第二條の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

3 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第二十号中「同条第二項第二号」を「同条第二項第二号ト」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

4 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二條の二第一項第二号中「第八條第二項第二号」を「第八條第二項第二号ハ」に改める。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部改正）

定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「特定施設」の下に「（建築基準法第五十二条第四項に規定する共同住宅の共用の廊下及び階段を除く。）」を加え、「建築基準法第五十二条第十項第一号」を「同条第十一項第一号」に改める。

理由

長時間通勤の増大等をもたらしている都市構造の現状にかんがみ、都市計画において、土地の有効利用を図り利便性の優れた高層住宅の建設を誘導すべき地区を定め、地区の特性に応じた建築規制を行うとともに、共同住宅の共用の廊下等の容積に関する規制の合理化を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成九年五月二十日印刷

平成九年五月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局